

(17) 子どもの夢を育む施設
「こむこむ館」



所在地	〒960-8044 福島市早稲町1-1 TEL 524-3131 FAX 524-3130		
交通機関	(鉄道) JR東北・山形新幹線、JR東北・奥羽本線、 阿武隈急行線、福島交通飯坂線 (バス) JRバス東北、福島交通「福島駅」徒歩5分		
開館年月日	平成17年7月23日	建設年月日	平成17年3月17日
面積と構造	(建物)9,886.42㎡ (敷地)5,000.00㎡ (構造)SRC一部S造地上4F地下1F		
委員数	運営委員 9名		

〈施設の概要〉

児童及び生徒の情操のかん養並びに科学知識及び芸術文化の普及及び向上を図り、もって次代を担う創造性豊かな子どもの育成に寄与することを目的に平成17年7月23日に開館した教育文化複合施設です。

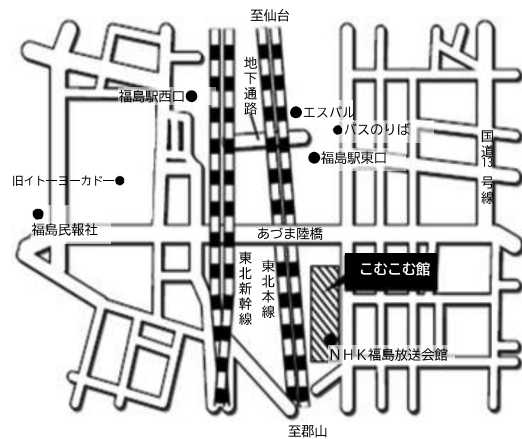
様々なイベントが行われるわいわいホールやにぎわい広場、全天周映像も楽しめるプラネタリウム、児童書専門の子どもライブラリー、港をモチーフにした常設展示室等を備え、各種ワークショップ及び多彩なプログラムを実施します。また、市民との協働の観点から、ボランティア企画によるワークショップやイベントを開催します。

この他、市内の小学4年生全員を対象とする「こむこむ館学習」や、市内の中学校の特別支援学級生全員を対象とする「ふれあい体験学習」、さらに、希望する場合は4年生以外も対象とした館内学習など、学校教育との連携事業も実施します。

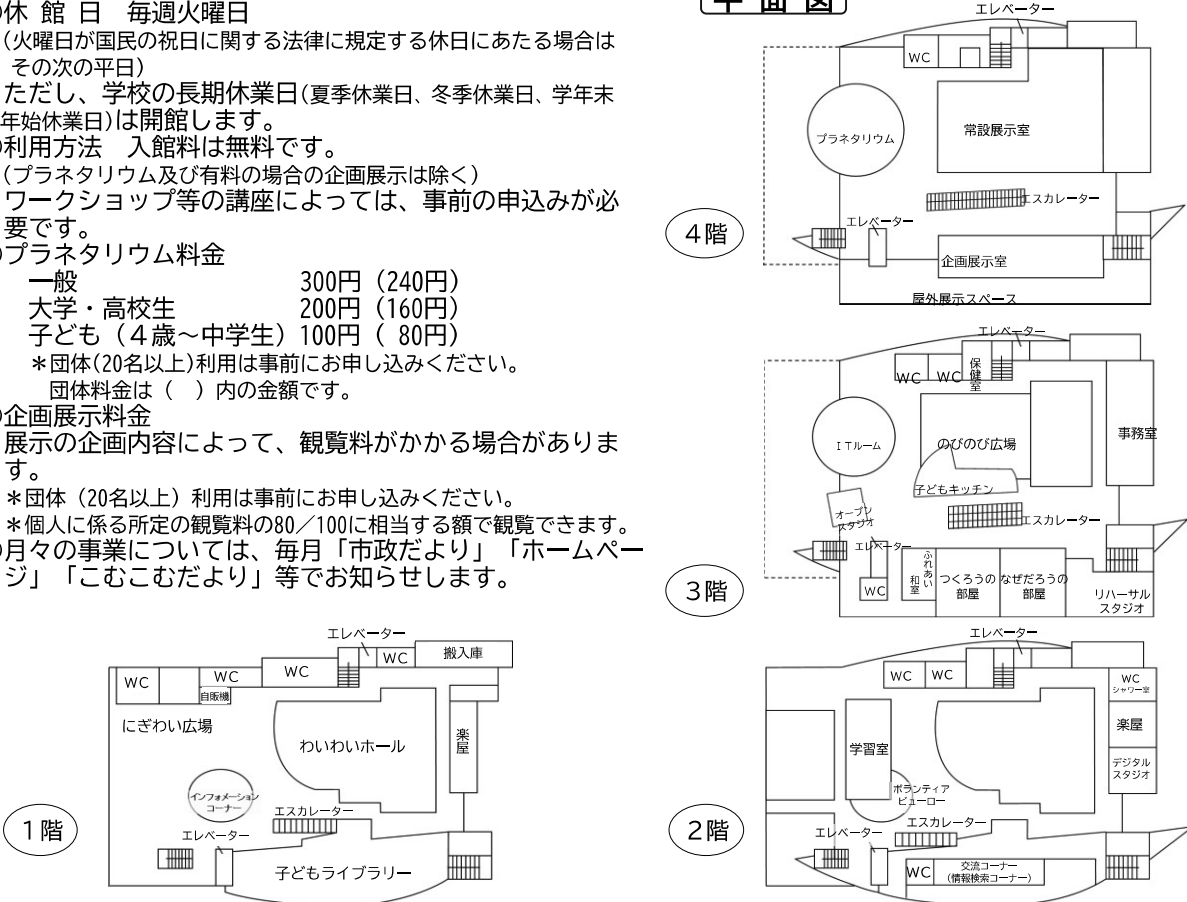
〈施設の案内〉

- 開館時間 午前9時30分～午後7時
(わいわいホールの夜間使用がある場合に限り午後9時まで延長)
- 休館日 毎週火曜日
(火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合はその次の平日)
ただし、学校の長期休業日(夏季休業日、冬季休業日、学年末年始休業日)は開館します。
- 利用方法 入館料は無料です。
(プラネタリウム及び有料の場合の企画展示は除く)
ワークショップ等の講座によっては、事前の申込みが必要です。
- プラネタリウム料金
一般 300円 (240円)
大学・高校生 200円 (160円)
子ども (4歳～中学生) 100円 (80円)
*団体(20名以上)利用は事前にお申し込みください。
団体料金は()内の金額です。
- 企画展示料金
展示の企画内容によって、観覧料がかかる場合があります。
*団体(20名以上)利用は事前にお申し込みください。
*個人に係る所定の観覧料の80/100に相当する額で観覧できます。
- 月々の事業については、毎月「市政だより」「ホームページ」「こむこむだより」等でお知らせします。

案内図



平面図



(18) 社会教育館「立子山自然の家」



この施設は、青少年の健全育成を目的とした宿泊研修施設です。立子山地区の豊かな自然環境の中で、学校教育で取り組む集団宿泊研修や地域子供会などが行う野外活動のほかスポーツ少年団などが行うスポーツ活動にも利用できます。

〈施設の利用案内〉

- 開館時間 午前8時30分～午後5時00分
(キャンプを含む宿泊の場合は翌日午前1時まで)
- 休館日 年末年始
- 指導者に引率された5人以上の団体ご利用ください。
- 利用する場合は、事前に電話で予約し、利用日時・利用人数など確定した後、利用3日前までに申請書提出・使用料支払いなどの手続きをしてください。

◇利用申込先…立子山自然の家又は下記指定管理者
エスエフシー株式会社 電話 024-555-2168

- 食事は自炊になりますので、必要な材料や調味料等を持参してください。(食器、鍋等はありません。)
- 宿泊定員は40人です。
- 体育館およびテニスコートの使用料は、体育館及びテニスコートだけを使用する場合にいただきます。
- 暖房を使用する場合は、使用料が2割増しになります。
- 宿泊者には、シーツ・枕カバーの洗濯代実費(250円程度)を負担していただきます。

○使用料

区分	使用料	
日帰り	1人1日につき	中学生以下 150円
		一般・高校 300円
宿泊	1人1泊につき	中学生以下 250円
		一般・高校 500円
体育館	1回(3時間以内)	500円
テニスコート	1時間につき	個人使用 高校生以下 60円
		個人使用 一般 100円
		専用使用 1面 400円
キャンプ場	1人1回につき	100円

暖房期間
11月～翌3月

中学生以下	180円
一般・高校	360円
中学生以下	300円
一般・高校	600円
	600円

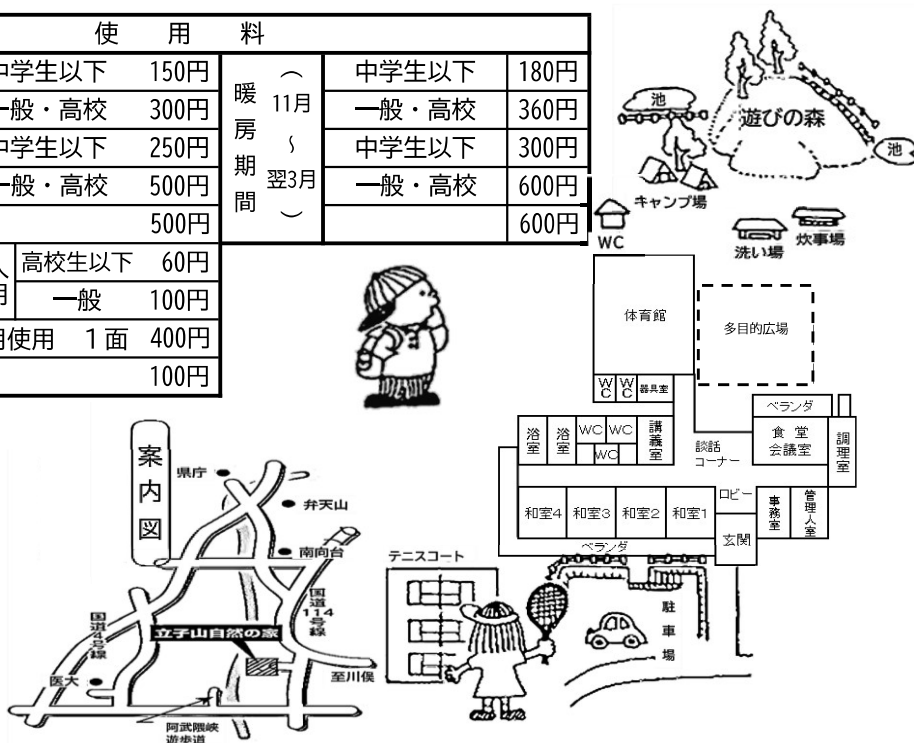
○令和5年度利用状況

区分	人数	団体数
宿泊利用者	1,888	101
日帰り利用者	719	14
体育館のみ利用者	2,768	177
キャンプ場利用者	2,930	313
テニスコート利用者	1,005	-
合計	9,310	605

所在地	〒960-1321 福島市立子山字金井作1 TEL 597-2951 FAX 597-2951		
交通機関	(鉄道) JRバス川俣行 (バス) 伊達霞田バス停徒歩5分		
開館年月日	平成5年4月1日	建設年月日	平成5年3月12日
面積と構造	(建物)1,029.60㎡ (構造)S造 1F	(敷地)24,036.61㎡	
職員数	3名		

〈施設の概要〉

- 宿泊・管理棟 (590㎡)
 - ・和室1～和室4 (各18畳間・宿泊定員各10人)
 - ・食堂兼会議室 (62㎡)
 - ・調理室 (36㎡)
 - ・講義室 (定員18人)
 - ・談話コーナー
 - ・浴室 男子用、女子用
 - ・便所 男子用、女子用、障害者用
 - ・事務室、管理人室
- 体育館 (420㎡)
 - ・アリーナ 378㎡ (25.2m×15m)
 - ・バレーボール1面、ミニバスケットボール1面
 - ・バドミントン3面、卓球4台
 - ・便所(男子用、女子用) 器具庫
 - ・放送設備あり(マイク、スピーカー、アンプ等)
- 屋外施設
 - ・キャンプ場(テント約10張)
 - ・屋外便所、炊事場、洗い場、営火場
 - ・多目的広場 ゲートボール場1面
 - ・テニスコート3面(オムニコート)
 - ・駐車場 20台
- 設備
 - ・キャンプ用テント(5人用10張、6人用15張)
 - ・天体望遠鏡(移動式4台)、双眼鏡、フィールドスコープ
 - ※キャンプ用テント・天体望遠鏡の使用にあたっては取扱いのできる指導者に貸出しいたします。
- 立子山自然の家周辺施設
蓬萊発電所、阿武隈峡遊歩道、阿武隈漕艇場
名勝・名跡(阿武隈峡、蓬萊岩、鮎滝渡船場跡)



(19) 福島市立図書館



所在地	〒960-8018 福島市松木町1-1 TEL 531-6551 FAX 531-5507		
交通機関	福島交通福島市内循環線 「新浜公園」下車		
設置年月日	昭和60年4月1日	建設年月日	昭和33年10月31日
面積と構造	(建物)2,694.81㎡ (構造)RC3F		
職員数	館長 1名 職員 5名 司書 10名 会計年度任用職員(司書 21名・技能職員 3名・その他 4名) 計 44名		
委員 指導員数	図書館協議会委員 10名		
蔵書数	920,486冊(令和7年3月31日現在) ※うち電子書籍13,520冊		

〈施設の概要〉

旧市内の中央部に位置しており、分館としてコラッセふくしま内に西口ライブラリー、こむこむ館内に子どもライブラリーがある。

〈地域、施設の案内紹介〉

〔図書館(本館)、西口ライブラリー(分館)、子どもライブラリー(分館)、移動図書館「しのぶ号」〕

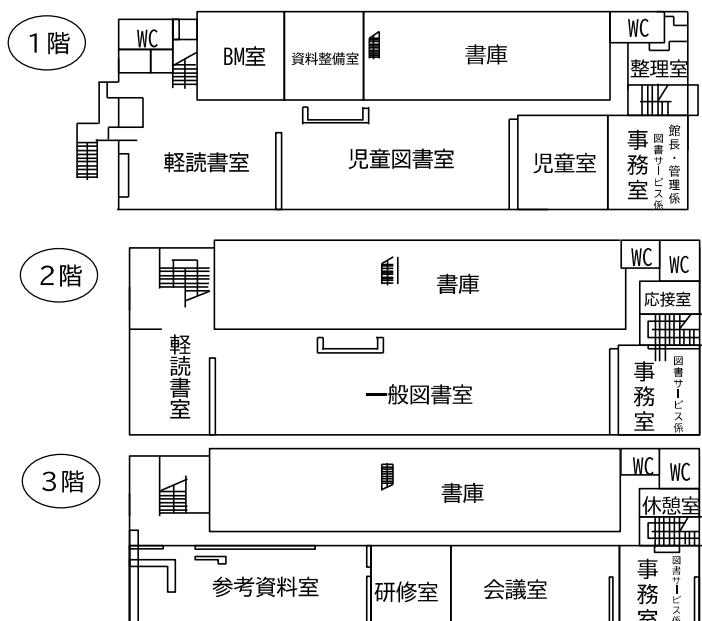
○休館日と開館時間

施設名	休館日	開館時間	
		月・水～土曜日	日曜日・休日
図書館(本館)	・火曜日(火曜日が休日に当たるときは、直後の平日) ・年未年始(12月29日～1月3日) ・毎月月末(館内整理日、その日が上記に掲げる日、日曜日、土曜日及び休日に当たるときはその前日) ・特別整理期間(教育委員会が別に定める日)	・午前9時30分～午後7時	・午前9時30分～午後5時30分
西口ライブラリー(分館)	・火曜日(火曜日が休日に当たるときは、直後の平日) ・特別整理期間(教育委員会が別に定める日)	・午前9時30分～午後7時	・午前9時30分～午後6時
子どもライブラリー(分館)	・火曜日(火曜日が休日に当たるときは、直後の平日) ・特別整理期間(教育委員会が別に定める日)	・午前9時30分～午後7時	

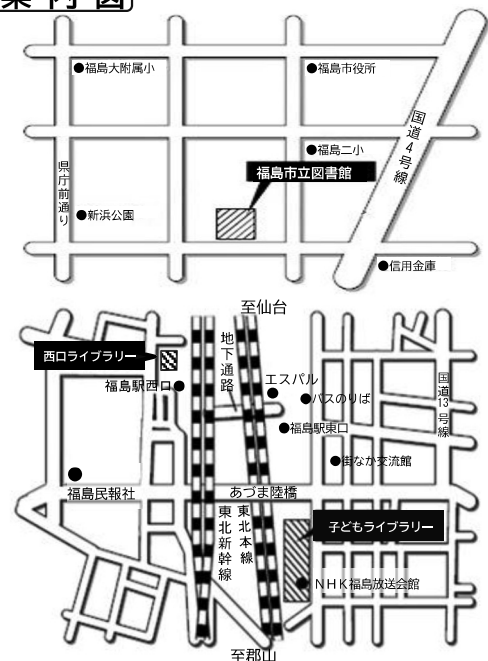
○利用方法 図書貸出券による貸出(移動図書館を含む全ての施設共通)

○貸出冊数と期間 1人10冊以内(移動図書館は5冊以内)2週間まで(移動図書館は次の巡回日まで)
※電子書籍 1人2点以内 2週間まで

平面図



案内図



〈運営方針〉

市民の誰もが利用しやすい充実した図書館サービスを展開し、市民の自発的な学習活動を支えるほか、利用され親しまれる図書館づくりに努めます。

(1) 資料の収集保存と情報の提供

多角的な視野により、計画的かつ効率的に図書館資料の収集保存を行い、市民に多様な資料や情報を提供します。

図書館本館・分館をはじめ、本市の図書施設19か所（各地区学習センターを含む。）では、市民の誰もが他の図書施設の本を希望する施設に取り寄せし借りることができます。今後も充実した図書サービスを展開するよう努めます。

また、図書館を利用する市民のきっかけづくりと利用拡大を図るため、市政だよりをはじめ、ホームページやSNSなどのICTを活用し、広く情報を発信します。

(2) 子どもの読書活動推進

令和3年3月に第4次福島市子ども読書活動推進計画を策定しました。その中で、「10分読書運動」「ふくしま読書の日」を柱として、子どもの世代にとどまらない市全体で読書活動推進の機運を高める取組を定めました。

「10分読書運動」は、「1日の中で、いつでも、どこでも、誰とでも、どんな形でもよいので、1日合計10分本に親しもう、10分読書の時間を持つ」という働きかけを市全体で行う運動です。「1日合計10分」は、読書に苦手意識のある子どもや忙しい中学生・高校生も、数分間を積み上げることで達成することができます。毎日、短い時間であっても子どもが本に接し、日常生活の一部となることで、読書習慣の確立を図ります。

具体的な取組として、ブックスタート・ブックステップ事業や年代に応じたおはなし会、赤ちゃんタイムの導入など、子どもが発達段階や個性に応じて自然に読書に親しむきっかけづくりが図れるような事業を推進します。

また、学校図書館機能のさらなる充実や、児童生徒の読書活動や学習への支援、学校図書館を活用した教育の充実を図るため、学校司書を小・中学校全校に配置し、学校支援図書セットの貸出とともに、子どもの読書意欲を高める支援を行います。

(3) 市民に利用され親しまれる図書館づくり

図書館本館・分館においては、市民の図書資料に対する多様なニーズに適切、迅速に対応できるよう、市民に寄り添った司書の人材育成と確保に努めます。そのために、市民と資料を結びつける役割を担う司書のより高い接遇意識と専門知識の向上に努め、市民に親しまれる図書館づくりを目指します。

また、市全体で読書や本への関心を高めるために、毎月24日を「ふくしま読書の日」として制定し、各種取組を実施します。取組実施には行政だけでなく、書店等の民間事業者や読書ボランティア等とも共創し、広く市民に定着するよう努めます。

具体的な取組として、一般向けの朗読会、読書週間事業を通し、幅広い世代の読書活動を推進します。

また、学校での調査やICTを活用したアンケート等を実施し継続的に評価します。

〈主な事業〉

領域	事業名	期日	時間	対象	内容
図書館 (本館)	どようびのおはなし会	毎週土曜日	午後2時～	4歳～小学生	絵本・紙芝居などの読み聞かせ・ブックトークなどを行う。
	おひざにだっこのおはなし会	第3木曜日	午前10時30分～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
西口 ライブラリー (分館)	ことのはの時間（とき）	6・9・12・3月	午後2時30分～	一般	大人の方を対象とした朗読を行う。
子ども ライブラリー (分館)	にちようびのおはなし会	第1日曜日 第2日曜日	午後2時45分～	小学生	絵本の読み聞かせ、テーマに合せた本の紹介などを行う。
	おひざにだっこのおはなし会	第1木曜日 第3日曜日	午前11時～	3歳までの乳幼児と保護者	絵本の読み聞かせ・てあそび・わらべうたなどを行う。
	おはなし会プチ	学校行事を考慮し 随時設定	午後2時45分～	4歳～小学生	絵本の読み聞かせ、工作などを行う。
	わらべうたであそぼう	学校行事を考慮し 随時設定	午後2時45分～	4歳～小学生	わらべうたで楽しく遊ぶ。

○その他の事業

対面朗読：目の不自由な方のための朗読会を実施している。

特別事業：随時、各施設ごとにテーマを設定し実施している。

本の展示：随時、各施設ごとにテーマに合わせて実施している。

障がい者サービス：大型活字本・朗読CD・手でさわる絵本等を揃えている。

(20) 草 心 苑



所在地	〒960-8105 福島市仲間町3-21 TEL 573-5061		
交通機関	福島交通バス：市内循環「上町」「新浜公園」徒歩5分		
設置年月日	昭和62年10月1日	建設年月日	昭和62年6月25日
面積と構造	(建物)266.68㎡ (構造)木造モルタル		
開館時間	午前9時30分～午後8時30分		
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)		
施設概要	1階 一号室・二号室・茶室 2階 三～五号室		

<施設の概要>

草心苑は、茶道、華道、謡曲など日本古来の伝統的文化の普及振興と同好者の語らいの場として、故山田英二氏が建築した施設です。

氏の亡きあと、意志を継いだ富美夫人から、市民の文化振興と向上を願い、市に寄贈された施設で、気軽に研修・研さんの場として利用できます。

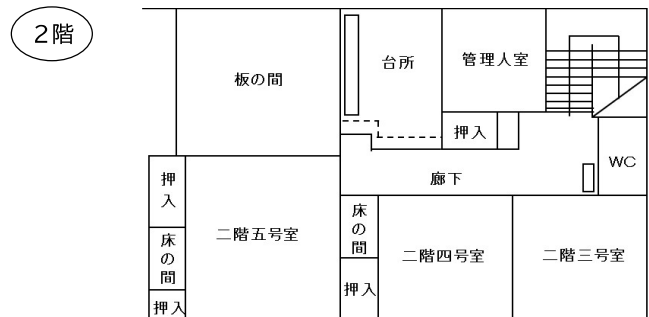
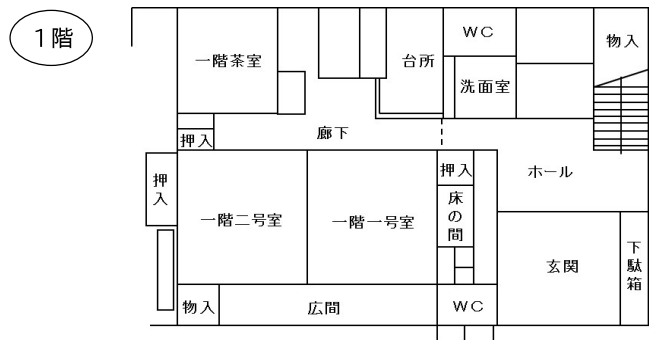
<使用料>

室 名	使用料(1回)
1階 一号室	600 円
二号室	600 円
茶 室	600 円
2階 三号室	600 円
四号室	600 円
五号室	1,200 円

<使用時間の単位(3時間)>

午 前 の 部	9:30 ~ 12:30
午 後 の 部	13:30 ~ 16:30
夜 間 の 部	17:30 ~ 20:30

平面図



案内図



(21) 古関裕而記念館



所在地	〒960-8117 福島市入江町1-1 TEL 531-3012		
交通機関	福島交通バス：保原・梁川行「日赤前」より 徒歩3分、 メロディーバス「古関裕而記念館前・音楽堂」 より徒歩1分		
設置年月日	昭和63年10月1日	建設年月日	昭和63年6月30日
面積と構造	(建物)656.60㎡ (構造)鉄筋コンクリート2階建		
開館時間	午前9時～午後5時	入館料	一般 300円 (団体240円) 小中学生100円 (団体 80円)
休館日	年末年始 (12月29日～1月3日)、臨時休館日 (年3回)		
開館	昭和63年11月12日 (令和3年3月13日リニューアルオープン)		

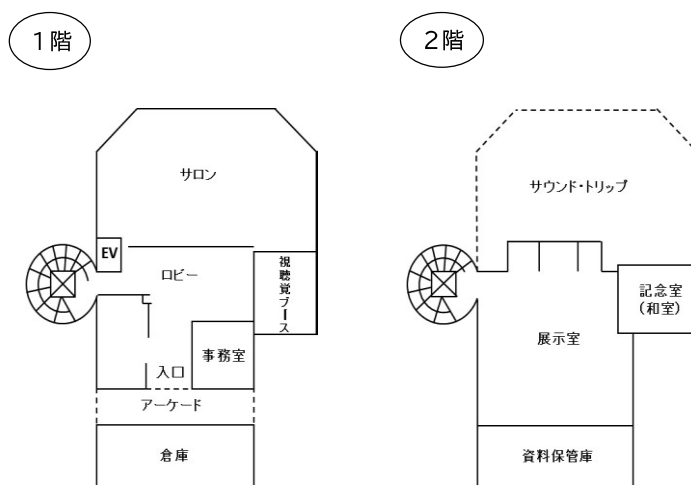
〈施設の概要〉

古関裕而記念館は、福島市出身の偉大な作曲家で、名誉市民第一号である古関裕而氏を称え、後世にその業績と古関メロディーを広く継承し、本市音楽文化の振興に資するため、市制施行80周年記念事業として昭和63年にオープンしました。

1階には、サロン視聴覚ブース、物販コーナーなどがあり、館内に流れる古関メロディーや大きなガラス窓から見える並木が、くつろぎの気分を演出しています。

また、2階の展示室では、写真パネルや直筆の楽譜・色紙等、数々の貴重な歴史的資料が展示されています。さらに、立体音響を用いたブースを導入しており、古関氏の魅力やメロディーを堪能していただける施設となっています。

平面図



案内図



(22) ふくしん夢の音楽堂
(福島市音楽堂)



所在地	〒960-8117 福島市入江町1-1 TEL 531-6221		
交通機関	福島交通バス：保原・梁川行「日赤前」より徒歩3分、 メロディーバス「古関裕而記念館前・音楽堂」より徒歩1分		
設置年月日	昭和59年4月1日	建設年月日	昭和59年3月20日
面積と構造	(建物)6,023,48㎡ (構造)鉄骨鉄筋コンクリート3階建		
開館時間	午前9時～午後9時		
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)		
施設概要	○大ホール 固定席1,002席、車椅子5席 ○小ホール 200席 ○大練習室 1室、中練習室 2室、小練習室 4室 ○楽屋 2室 ○主催事務室 1室 ○資料室 1室		
開館	昭和59年7月4日		

〈施設の概要〉

音楽堂は、市民文化芸術の殿堂として、大ホールや小ホール、楽屋、練習室などを備え、鑑賞やコンサートはもちろん、音楽団体や学校などの発表会などにも積極的活用を図り、市民音楽文化の向上と情操のかん養に資することを目的として、昭和59年に開館しました。

大ホールは、約1,000名収容の客席とデンマーク・マルクーセン&サンズ社製のパイプオルガンを備え、音響効果最優先のコンサートホールとして設計されています。

また、200名が収容可能な小ホールと7つの練習室を備え、音楽のみでなく演劇や発表会など小規模な催し事など、多目的な利用が可能な施設となっています。

〔案内図〕



〈令和7年度 事業計画〉

日 程	事 業 名
6月28日(土)	ベルリン交響楽団with石井琢磨
7月27日(日)	心ふれあい音楽鑑賞教室
8月2日(土) 3日(日)	夏休み親子で体験教室 「見て・聴いて・さわって作ろう♪パイプオルガン」
8月11日(月・祝)	古関裕而記念音楽祭2025
8月27日(水)	石田泰尚×神奈川フィルハーモニー
9月15日(月・祝)	ふれあいオパールコンサート2025
10月26日(日)	古関裕而のまち「ふくしま チェンバー・オーケストラ」コンサート 10月公演
11月16日(日)	古関裕而のまち「ふくしま チェンバー・オーケストラ」コンサート 11月公演
12月21日(日)	古関裕而のまち「ふくしま チェンバー・オーケストラ」パイプオルガン・クリスマスコンサート
2月22日(日)	古関裕而のまち「ふくしま チェンバー・オーケストラ」コンサート 2月公演
年6回	パイプオルガン講習会 R7：5/31(土)、7/6(日)、10/4(土)、11/30(日) R8：1/31(土)、3/7(土)

(23) 福島市民家園



所在地	〒960-2155 福島市上名倉字大石前地内 「あづま総合運動公園」内 TEL 593-5249
交通機関	福島交通バス、佐原行「室石（むろいし）」付近下車 ＝自由乗降区間徒歩15分＝
設置年月日	昭和57年8月1日
設置内容	復原民家等8棟、芝居小屋、板倉2棟、展示館、休憩棟、橋銭小屋、ばったら小屋、火の見櫓等
開館時間	午前9時～午後4時30分
入場料	無料
休園日	毎週火曜日(火が祝日の場合は翌平日) 12月29日～1月3日

〈施設の概要〉

福島市民家園は、市街地の西方約10kmにある「あづま総合運動公園」の一角に、昭和57年8月開園しました。

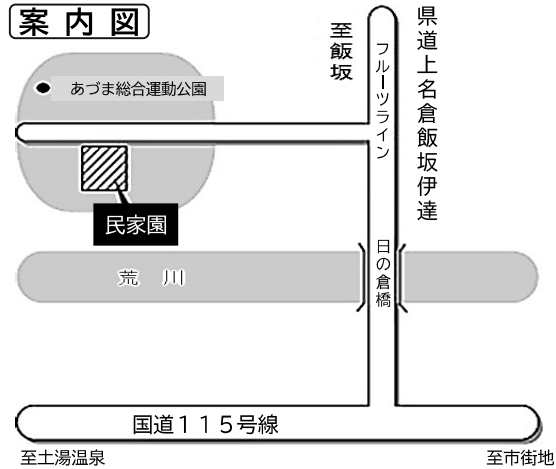
園内には、江戸・明治時代の農家や宿店、芝居小屋、料亭など10棟が移築復原されており、板倉や橋銭小屋、便所・風呂場、井戸なども復原または複製されていて、当時の人々のくらしをうかがい知ることができます。

また、四季折々には、時節にあった各種年中行事を再現し、来園者に〈先祖のくらし〉を身近に感じてもらえるような行事を開催しています。園内にある明治時代の芝居小屋「旧広瀬座」では、現在でも大衆娯楽として催しが開催されていました。（現在は再整備のため工事中）

【園内の復原民家等】

- 旧奈良輪家住宅（上層農家）
県指定重要文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建、平面積165.9㎡
旧所在地＝山田字城裏口35
- 旧菅野家住宅（一般農家）
県指定重要文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建、平面積84.94㎡
旧所在地＝松川町字熊ノ田4
- 旧阿部家住宅（一般農家）
県指定重要文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建、平面積68.91㎡
旧所在地＝大笹生字安養寺44
- 旧小野家住宅（養蚕農家）
市指定有形文化財
半切妻造（あづま）、かやぶき、中二階建、平面積337.7㎡
旧所在地＝伊達郡伊達町大字伏黒字南屋敷17
- 旧算家宿店
市指定有形文化財
寄棟造、かやぶき、中二階建、平面積109.64㎡
旧所在地＝上鳥渡字観音寺14
- 旧渡辺家住宅（上層農家）
市指定有形文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建、平面積175.8㎡
旧所在地＝上名倉字吉内13
- 元客自軒（料亭）
市指定有形文化財
北棟：寄棟造、杉こばぶき、二階建、平面積14.94㎡
東棟：切妻造、杉こばぶき、平屋建、平面積75.07㎡
旧所在地＝北町3-33
- 旧広瀬座（芝居小屋）
国指定重要文化財
入母屋造、杉こばぶき、一部二階建、平面積785.52㎡
旧所在地＝伊達郡梁川町字北本町7-1
- 旧馬場家住宅（上層農家）
市指定有形文化財
寄棟造、かやぶき、平屋建（一部中二階）、平面積200.8㎡
旧所在地＝南会津郡南郷村宮床字居平528

案内図



- 旧佐久間家板倉（穀倉）
市指定有形民俗文化財
栗こばぶき、平屋建、平面積24.19㎡
旧所在地＝佐倉下字加藤7

〈年間行事〉

月	年中行事	実演・体験行事
5	・端午の節句 ・田おこし ・田植え	・糸取り体験、機織りの実演
6	・むけの朔日	・子どもの遊び ・裂き織り体験
7	・たなばた	・昔のくらし
8	・盆の行事	
9	・おつきみ	・わら細工 （「バこぞうり」づくり）
10	・稲刈り、脱穀 ・収穫祭 ・子ども秋まつり	
12	・正月迎え	・わら細工 （しめ縄づくり）
1	・小正月	
2	・節分	
3	・桃の節句	

(24) 郷土史料室



所在地	〒960-8228 福島市松山町39番地の1 TEL 563-7858		
交通機関	「伊達方面」「月の輪台方面」行き 「岩谷下」徒歩3分		
設置年月日	昭和54年7月23日	面積	1.065.27㎡
休館日	・毎週土曜日・日曜日 ・祝日 ・年末年始（12月29日～1月3日）		

〈施設の概要〉

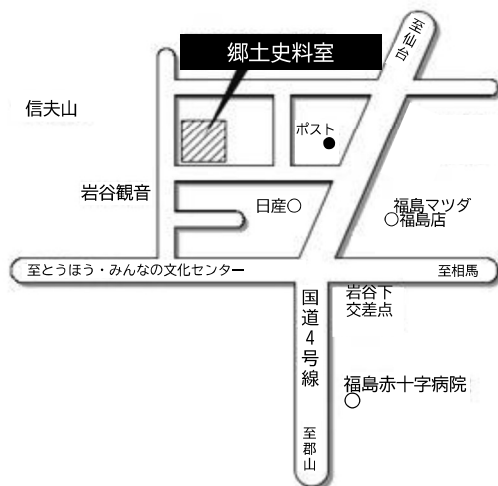
郷土史料室は、福島藩主板倉家を中心とした江戸時代の資料や、個人から寄贈された民俗資料・郵政資料を中心に収蔵しています。

また、年に4回程度の出張展示や、市内各地域の団体などで文化財の保護や啓発を行うことのできる人材を養成する「歴史人材養成講座」などを開催しています。

【収蔵資料】

1. 宮内富貴夫氏寄贈資料
燈火資料、時計資料、貨幣資料、風俗資料、交通・通信資料、音楽資料、教育資料、政治資料、産業資料等
2. 金子一郎氏寄贈資料
郵便資料
(郵便の歴史、郵便切手、趣味の郵便)
3. 板倉神社寄託資料
市指定有形文化財 板倉神社所蔵資料ならびに什物102点
4. 市に寄贈・寄託された歴史・民俗・考古資料

案内図



【歴史人材養成講座の案内】

開催月	講座名
5月	講座「福島の歴史と文化」
6月	講座「信夫山の歴史と文化」
7月	講座「福島の縄文文化・じょーもびあ宮畑見学」
9月	講座「地図から見る福島市街地の移り変わり」※公開講座
10月	バスツアー「飯野地区の史跡めぐり」
11月	フィールドワーク「城下町を歩こう」
12月	講座「代官国領半兵衛と『陸奥国信夫伊達惣検地高絵図屏風』」※公開講座
1月	講座「南北朝動乱の中の福島—南奥羽における足利方と南朝方の抗争—」※公開講座
2月	講座「ふくしまの養蚕」※公開講座

【出張展示の案内】

開催月	展示名
5月	「写真展 福島郊外の歴史」
7月	「戦後80年 戦中の暮らし」
9月	「写真展 隈畔の思い出」
11月	「明治・大正の福島の商い」

【庁舎展示の案内】

開催月	展示名
4月～7月	「写真展 ふくしまの石仏と石造物」
8月～3月	「写真展 根子町人形」

(25) 写真美術館(花の写真館)



所在地	〒960-8002 福島市森合町11番36号 TEL 563-4990
交通機関	福島交通バス、市内循環線「福高前」徒歩1分 JR福島駅東口より徒歩20分
設置年月日	平成15年4月1日
面積と構造	(建物)654㎡ (構造)石造洋風瓦葺寄棟造
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)
入館料	無料(但し企画展等観覧料は主催者が定めた料金)
施設概要	(1階)展示室1～4、休憩室、男女・多目的トイレ (2階)事務室、企画展示室、多目的室、旧所長室
その他	令和3年5月29日再開館

〈施設の概要〉

日本を代表する写真家・故秋山庄太郎氏は、花見山の美しさに強く惹かれ、毎年のように撮影に訪れて、「福島には桃源郷がある」という名言とともに花見山の美しい自然を全国に紹介し続けました。

市は秋山氏の功績を称え、平成13年に「ふるさと栄誉賞」を授与し、平成15年に秋山氏の「想い」を象徴する施設として、写真美術館(花の写真館)を開館しました。

その後、写真美術館は東日本震災で被災し、休館を余儀なくされましたが、耐震補強や施設の再整備を実施し、令和3年5月にリニューアルオープンしました。

館内には、文化芸術団体の作品展などが実施可能な「展示室」や、多様な目的で利用可能な「多目的室」などを備え、一般利用者向けの貸し出しも行っています。

今後は、貴重な文化財【※】として建物や収蔵作品の適切な管理に努めるとともに、「文化芸術の発信拠点」として、幅広い利活用が期待されています。

【基本使用料】

室名	使用料
展示室 1	一日 4,400円
展示室 2	一日 3,400円
展示室 3	一日 2,900円
展示室 4	一日 2,100円
多目的室	一時間 300円

※その他特別使用料等加算あり。

案内図



【※】文化財としての概要

市有形文化財「旧日本電気計器検定所福島試験所社屋」(平成14年6月17日指定)

写真美術館は、大正11年に当時の逓信省が東北・北海道・樺太(サハリン)地域の管轄を目的とした「電気試験所福島試験所」として開設した建造物です。

県内における大正期建立の建造物としては希少であり、窓やドアに装飾を施した明治建築から機能優先の近代建築への移行期をうかがい知ることができる建物であることなどから、保存意義が大変高い建造物です。

石造りの建造物で柱型を意識するように上部がデザイン化されており、玄関廻りは外壁面から張り出すことで正面性を強調させ、屋根上部まで伸びたパラペット、レリーフ、玄関屋根廻りの意匠などが建物を印象的なものとしています。

(26) 「じょいもん」
宮畑遺跡史跡公園 体験学習施設



所在地	〒960-8201 福島市岡島字宮田78番地 TEL 573-0015 FAX 573-0016
交通機関	福島交通バス：「月の輪経由保原」「月の輪団地」 「東部支所前 経由月の輪団地」「月の輪経由梁川」 停留所「向鎌田」より徒歩5分
建築年月日	平成27年6月30日
開館日	平成27年8月8日
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	火曜日（火曜日が祝日の場合、翌日以降の祝日に当たらない日） 年末年始（12月29日～1月3日） ※春・夏・冬期休業中は毎日開館（年末年始を除く）
施設概要	1階：エントランスホール、 床下剥ぎ取り展示、映像展示室、展示室、 縄文工房、ホール、休憩コーナー、図書コーナー等 2階：休憩ラウンジ、展望デッキ
展示室 観覧料	【一 般】 個人200円、団体 140円（20名以上） 【高校生以下】 個人100円、団体 70円（20名以上） ※未就学児及び障がい者は無料
使用料	ホ ー ル（3時間）：1,000円 縄文工房（3時間）：1,000円

〈施設の概要〉

「じょいもん」は、市内岡島に整備された宮畑遺跡史跡公園内にある体験学習施設です。

宮畑遺跡は、縄文時代中期・後期・晩期の約二千年間にわたる縄文時代の人々の生活を伝える、南東北を代表する遺跡で、平成15年8月27日に国史跡の指定を受けました。

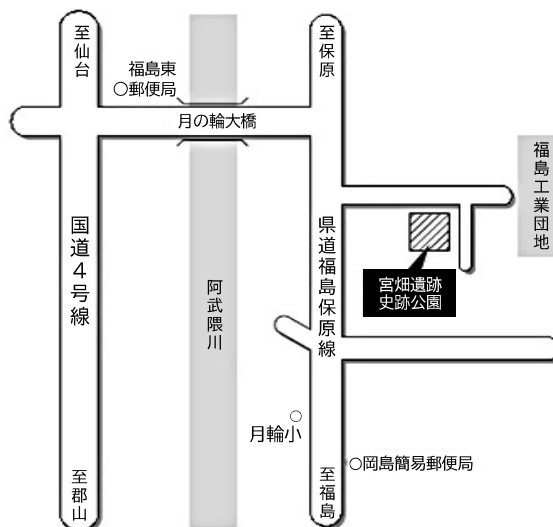
遺跡を整備した「宮畑遺跡史跡公園（愛称：じょーもぴあ宮畑）」【※】は平成27年にオープンし、園内には、縄文時代の掘立柱（ほったてばしら）建物や竪穴住居などの復元建物、遺構の露出展示などが整備されています。

また、「じょいもん」には、焼けた竪穴住居の床下展示や縄文人の暮らしぶりを展示するほか、弓矢体験などの縄文体験ができる縄文工房も備え、飯坂町東湯野の上岡遺跡から出土された、県内唯一の重要文化財である「しゃがむ土偶」も常設展示されています。

【※】宮畑遺跡史跡公園(じょーもぴあ宮畑)の概要

〔北側〕	〔南側〕
・休憩棟 1棟	・露出展示棟 1棟
・炊事棟 1棟	・掘立柱建物 1棟
・遊具 12基	・竪穴住居 1棟
・四阿 2棟	・敷石住居 1基
・駐車場 60台	・幼児のお墓 4箇所
	・四阿 3棟
	・駐車場 80台

案内図



〈令和7年度 主要事業計画〉

実施日	内 容
5月31日(日)	縄文の日 春の陣
11月8日(日)	縄文の日 秋の陣
11月(予定)	宮畑ウォーク
12月(予定)	ナイトミュージアム

10 生涯学習・社会教育関係の委員と指導者

(1) 社会教育委員

任期 自 令和6年4月 1日
至 令和8年3月 31日

氏名	役職名	摘要
山田 美由紀	福島市立平田小学校校長	学校教育・家庭教育
桃井 綾子	福島市子ども会育成会連合会 理事兼事務局員	社会教育(少年教育)
齋藤 智之	福島市小中学校 PTA 連合会 副会長	社会教育(少年教育)
岸波 弘美	元福島市青少年指導員	社会教育(青年教育)
須田 十三男	福島市生涯学習活動推進員の会 代表世話人	社会教育(成人教育)
安田 真澄	元蓬萊学習センター館長	社会教育(女性教育)
三瓶 章	福島市文化団体連絡協議会 副会長	社会教育(文化・文化財)
菊地 千恵子	福島市レディース卓球連盟 会長	社会教育(社会体育)
三瓶 千香子	桜の聖母短期大学教授	学識経験者

答申事項

- 福島市における家庭教育の振興をはかるにはどうしたらよいか 昭48.11.26
- 福島市における在学少年に対する社会教育のあり方 について 昭49. 7.18
- 福島市における公民館経営のあり方について 昭56. 6.24

建議事項

- 福島市生涯学習推進基本構想(案)について 平 4. 1.23
- 福島市における生涯各時期の社会教育のあり方について 平 6.11.24
- 生涯学習社会の実現に向けた福島市の社会教育施設のあり方 平14.10.22

(2) 青少年指導員

任期 自 令和 6年4月 1日
至 令和 8年3月 31日

氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区
長澤 伸哉	中央	館山 弘文	蓬萊	渡辺 研也	吉井田	齋藤 浩一	松川
佐藤 桂子	三河台	菅野 健一	清水	酒井 勝子	西	安藤 洋美	信夫
根津 光夫	渡利	福地 雅弘	もちぎり	後藤 歩	信陵	伊達 孝浩	吾妻
鈴木 さぎり	杉妻	小野寺 弘毅	北信	古川 万里子	飯坂	朝倉 ひとみ	飯野

(3) 女性教育指導員

任期 自 令和 7年4月 1日
至 令和 9年3月 31日

氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区
佐藤 日佐	中央	安齋 良子	蓬萊	佐藤 アイ子	吉井田	服部 ミサ子	松川
佐藤 恵美子	三河台	高畑 有美恵	清水	三上 真弓	西	田崎 恵美子	信夫
加藤 美起子	渡利	武藤 優子	もちぎり	野口 弘子	信陵	南部 悦子	吾妻
長沢 正子	杉妻	熊田 美和子	北信	佐々木 幸子	飯坂	相原 玲子	飯野

(4) 生涯学習指導員

任期 自 令和 7年4月 1日
至 令和 8年3月 31日

氏名	勤務公所	氏名	勤務公所
佐藤 和暁	生涯学習課	河野 英明	北信学習センター
古本 明善	中央学習センター(統括指導員)	梅津 道夫	吉井田学習センター
岡村 多充	中央学習センター	関口 和夫	西学習センター
岡村 賢一	中央学習センター	山岸 裕司	信陵学習センター
高橋 一彦	三河台学習センター	佐藤 奈緒美	飯坂学習センター
齋藤 栄一	渡利学習センター	佐藤 千春	飯坂学習センター
土田 稔	杉妻学習センター	柳沼 祥子	松川学習センター
菅野 信	蓬萊学習センター	太田 泰子	信夫学習センター
菅藤 文彦	蓬萊学習センター分館	菅野 智	吾妻学習センター
中村 徹	清水学習センター	嶋原 理	吾妻学習センター分館
金山 修治	清水学習センター分館	本田 幸夫	飯野学習センター
横山 浩美	もちぎり学習センター		

11 社会教育関係の各種団体

(1) 青少年団体

(ボーイスカウト・ガールスカウト)

番号	団体名	代表者名	会員数		
			男	女	(加盟団体)計
1	B. S. 福島地区協議会	和合治幸	66	23	(3) 89
2	G. S. 福島地区協議会	渡辺ふみ子	1	47	(3) 48

(子ども会育成会)

名称	会長名	参加者少年会育成会	会員数
福島市子ども会育成会連合会	森口和春	63団体	2,500人(育成会員含む)

学習センター区	中央	三河台	渡利	杉妻	蓬菜	清水	もぢずり	北信	吉井田	西	信陵	飯坂	松川	信夫	吾妻	飯野
子ども会数	7	4	5	5	-	6	18	10	2	2	1	-	-	3	-	-

(2) 女性団体

(福島市婦人団体連絡協議会)

No.	団体名	会長	会員
1	福島市婦人団体連絡協議会	村島勤子	7団体
2	信夫婦人会	高橋洋美	53人
3	野田町婦人会	高橋恵子	41人
4	御山婦人会	浅野良子	25人
5	平野婦人会	小川夕三子	12人
6	飯坂婦人会	村島勤子	117人
7	湯野婦人会	飯沼育子	58人
7	飯野町婦人会	木村三子	50人

(社会教育関係女性団体)

No.	団体名	会長	会員
1	飯坂方部女性団体連絡協議会	村島勤子	11団体
2	清水地区女性団体連絡協議会	甚野幸子	13団体
3	東部地区女性団体連絡協議会	紺頼純子	6団体
4	信夫地区女性団体連絡協議会	渡辺恵子	9団体

(3) 成人団体

(福島市小中学校PTA連合会)

会長	事務局	事務局住所	事務局電話
二階堂 義樹	福島市立杉妻小学校	福島市伏拝字沢口18番地	546-3548

(福島市公立幼稚園PTA連合会) ※令和4年度より休会

会長	事務局	事務局住所	事務局電話
休会	—	—	—

(福島ユネスコ協会)

会長	事務局	事務局住所	事務局電話
佐藤 一好	福島市教育委員会事務局生涯学習課内	福島市五老内町3番1号	525-3783

12 社会教育関係優良施設・団体表彰

(1) 公民館

区 分	文部科学大臣表彰	県教育委員会表彰
昭和26年11月	飯坂町公民館	
昭和38年11月	福島市公民館(現中央公民館)	
昭和43年11月		西公民館
昭和48年11月		信夫公民館
昭和55年11月	信夫公民館	清水公民館
昭和57年11月		
昭和61年11月		東公民館
昭和63年11月		もちずり公民館
平成元年11月	清水公民館	
平成2年11月		
平成3年11月		吾妻公民館
平成4年11月		飯野公民館
平成7年11月		北公民館
平成11年11月		蓬萊公民館
平成15年10月	もちずり公民館	三河台公民館
平成18年10月	西学習センター	
平成20年10月	飯野学習センター	
平成21年11月	北信学習センター	
平成23年11月	信陵学習センター	
平成26年11月		
平成27年3月	吾妻学習センター	杉妻学習センター
平成27年11月		
平成28年11月		松川学習センター
平成29年2月	蓬萊学習センター	吉井田学習センター
平成29年11月		
平成30年3月	三河台学習センター	渡利学習センター
平成30年11月	杉妻学習センター	
令和元年11月		
令和2年2月	松川学習センター	飯坂学習センター
令和2年12月		
令和3年2月	吉井田学習センター	中央学習センター
令和3年11月		
令和4年12月	中央学習センター	三河台学習センター
令和7年2月	渡利学習センター	

(2) 団 体

区 分	文部科学大臣表彰	県教育委員会表彰
昭和31年11月	福島第一小PTA	飯坂小PTA
昭和34年11月		
昭和35年11月	湯野小PTA	
昭和38年9月	市青少年学級	福島第三小PTA
昭和39年11月		
昭和40年11月	飯坂小PTA	清明小PTA
昭和48年11月		北信中PTA
昭和49年11月		佐倉婦人会
昭和50年11月		
昭和52年11月	清明小PTA	
昭和56年11月	福島第三小PTA	平野婦人会
昭和57年11月		瀬上青年会、福島第四小PTA
昭和58年11月		飯坂婦人会
昭和59年11月		福島第二小PTA
昭和60年11月		清水小PTA
昭和62年11月	福島第四小PTA	
平成元年11月	福島第二小PTA	
平成3年11月		大森小PTA
平成5年11月		笹谷小PTA
平成10年11月	清水小PTA	
平成12年11月	大森小PTA	平野小PTA
平成14年11月	笹谷小PTA	
平成15年8月	平野小PTA	福島第二幼PTA
平成18年8月		
平成25年11月	岡山幼PTA	蓬萊中PTA
令和3年11月		飯野中PTA

福島市生涯学習推進本部設置要綱

(目的)

第1条 市民一人ひとりが幸せや生きがいを感じ、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる生涯学習を総合的かつ効果的に推進するため、福島市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の理念の具現化に関すること。
- (2) 生涯学習振興計画の策定に関すること。
- (3) 生涯学習事業の推進に関すること。
- (4) 行政機関、関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 生涯学習施設の条件整備に関すること。
- (6) 福島市社会教育委員の会議への諮問に関すること。
- (7) その他生涯学習推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充て、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長は、教育部次長をもって充てる。

4 副幹事長は、生涯学習課長をもって充てる。

(幹事会の所掌事務)

第7条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習にかかわる調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 本部決定事項の推進に関すること。
- (3) 各部署間の連絡調整に関すること。

(生涯学習推進本部アドバイザー)

第8条 生涯学習の総合的な施策の調査・研究・情報収集を行うため、生涯学習推進本部アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年5月21日から施行する。

(福島市生涯学習推進市内連絡会設置要綱の廃止)

2 福島市生涯学習推進市内連絡会設置要綱(平成3年5月14日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。

別表1

市長
副市長
教育長
水道事業管理者
政策調整部長
総務部長
財務部長
商工観光部長
農政部長
市民・文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
上下水道局長
消防長

別表2

政策調整部	政策調整課長
総務部	総務課長
財務部	管財課長
商工観光部	産業雇用政策課長
農政部	農業企画課長
市民・文化 スポーツ部	生活課長
環境部	環境政策課長
健康福祉部	共生社会推進課長
こども未来部	こども政策課長
建設部	路政課長
都市政策部	都市計画課長
選挙管理委員会	事務局長
農業委員会	事務局長
教育委員会	教育部次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	教育施設管理課長
	教育研修課長
	生涯学習課長
	中央学習センター館長
図書館長	
上下水道局	水道総務課長
消防本部	消防総務課長

14 福島市生涯学習活動推進員設置要綱

(目 的)

第1条 本市における生涯学習理念の具現化と市民の生涯学習活動の推進を図るため、福島市生涯学習活動推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(役 割)

第2条 推進員は原則としてボランティアとし、前条の目的を達するため、以下のことを行う。

- (1) 生涯学習理念の推進に関する事業の企画と実施及び支援
- (2) 社会教育事業の企画と実施及び支援
- (3) その他目的達成に必要な事項

(登 録)

第3条 福島市生涯学習推進本部長は、以下の各号に該当し希望する者を推進員として登録する。

- (1) 社会通信教育「生涯学習指導者養成講座」の修了者
- (2) 国または県主催の上記と同様な養成講座の修了者
- (3) 市が主催する生涯学習ボランティア養成研修会の修了者
- (4) 学習センター館長の推薦があった者
- (5) その他福島市生涯学習推進本部長が特に認めた者

(登録の取り消し)

第4条 以下の各号のいずれかに該当した場合は、推進員の登録を取り消すものとする。

- (1) 本人より登録辞退の申し出があったとき
- (2) その他福島市生涯学習推進本部長が推進員として不相当と認めたとき

(組 織)

第5条 推進員は、関係機関及び相互の連絡調整と資質の向上を図るために、推進員が連携して活動する、福島市生涯学習活動推進員の会を組織するとともに加入しなければならない。

(保険加入等)

第6条 推進員は活動に伴う事故などに備え、ボランティア保険に加入しなければならない。

(個人情報保護及び守秘義務)

第7条 推進員は、活動中に知り得た個人情報については、法令その他規範を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。推進員を辞めてからも同様とする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は本部長が定める。

附 則

平成12年4月1日施行の福島市生涯学習アドバイザー設置要綱は廃止する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

15 福島市生涯学習を進める市民会議設置要綱

(目的)

第1条 市民の意見を行政に反映させ福島市の生涯学習の普及・推進を図るため福島市生涯学習を進める市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福島市生涯学習推進本部の諮問に応じ答申すること。
- (2) 生涯学習推進のあり方について審議すること。
- (3) 市民の学習要求の把握と具現化の方策について審議すること。
- (4) 生涯学習関連事業の総合調整に関すること。
- (5) 生涯学習の奨励普及に関すること。

(構成)

第3条 会議は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 生涯学習関係団体代表者
- (4) 企業関係者
- (5) その他生涯学習推進本部長が必要と認める者

(役員及びその職務)

第4条 会議に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(専門部会)

第7条 市民会議に必要に応じ専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、市民会議委員の中から選出する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

(所掌事項)

第8条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習事業の効果的な推進方策に関すること。
- (2) 新しい学習プログラム及び事業の開発に関すること。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、生涯学習推進本部事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

16 福島市学習センター条例・施行規則・要綱

(1) 福島市学習センター条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の規定に基づき、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、市民の教養の向上、生活文化の振興及び社会福祉の増進を図るため、福島市学習センター（以下「学習センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福島市中央学習センター	福島市五老内町3番1号
福島市三河台学習センター	福島市野田町七丁目1番42号
福島市渡利学習センター	福島市渡利字岩崎町190番地
福島市杉妻学習センター	福島市黒岩字田部屋53番地の2
福島市蓬莱学習センター	福島市蓬莱町四丁目1番2号
福島市清水学習センター	福島市御山字松川原5番地の1
福島市もちずり学習センター	福島市岡部字高畑46番地
福島市北信学習センター	福島市鎌田字中江1番地
福島市吉井田学習センター	福島市仁井田字西下川原1番地の1
福島市西学習センター	福島市上名倉字妻下4番地の2
福島市信陵学習センター	福島市笹谷字才ノ神1番地
福島市飯坂学習センター	福島市飯坂町字銀杏6番地の11
福島市松川学習センター	福島市松川町字杉内33番地
福島市信夫学習センター	福島市大森字馬場1番地
福島市吾妻学習センター	福島市笹木野字折杉41番地の1
福島市飯野学習センター	福島市飯野町字後川10番地の2

(分館)

第3条 学習センターに次のとおり分館を置く。

名称	位置
福島市蓬莱学習センター分館	福島市蓬莱町四丁目1番1号
福島市清水学習センター分館	福島市南沢又字柳清水8番地の1
福島市吾妻学習センター分館	福島市上野寺字下平場35番地の1
福島市飯野学習センター青木分館	福島市飯野町青木字向広表50番地
福島市飯野学習センター大久保分館	福島市飯野町大久保字岩見内17番地
福島市飯野学習センター明治分館	福島市飯野町明治字北小戸明利30番地

(事業)

第4条 学習センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育法第22条に掲げる事業に関すること。
- (2) 生涯学習活動の支援及び場所の提供に関すること。
- (3) 生涯学習の情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (4) 生涯学習の相談及びカウンセリングに関すること。
- (5) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料の閲覧、貸出し及び保管に関すること。
- (6) その他生涯学習に関すること。

2 福島市中央学習センターは、学習センター相互の連絡調整を図るとともに個々の学習センターに

属しない事業を行う。

(開館時間)

第5条 学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)に当たるときは、その翌日)

(2) 国民の祝日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

(使用の許可)

第7条 学習センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、学習センターの管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、学習センターの使用を許可することができない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。

(3) 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。

(4) 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。

(5) その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第8条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により学習センターの使用が不能となった場合も、同様とする。

(使用料)

第11条 使用者は、次に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(1) 施設の使用料 別表に定める額

(2) 附属設備の使用料 500円を超えない範囲で、規則で定める額

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第14条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営審議会)

第15条 社会教育法第29条第1項の規定により学習センターに次の運営審議会を置く。

名称	所管学習センター
福島市中央学習センター運営審議会	福島市中央学習センター
福島市三河台学習センター運営審議会	福島市三河台学習センター
福島市渡利学習センター運営審議会	福島市渡利学習センター
福島市杉妻学習センター運営審議会	福島市杉妻学習センター
福島市蓬莱学習センター運営審議会	福島市蓬莱学習センター
福島市清水学習センター運営審議会	福島市清水学習センター
福島市もちずり学習センター運営審議会	福島市もちずり学習センター
福島市北信学習センター運営審議会	福島市北信学習センター
福島市吉井田学習センター運営審議会	福島市吉井田学習センター
福島市西学習センター運営審議会	福島市西学習センター
福島市信陵学習センター運営審議会	福島市信陵学習センター
福島市飯坂学習センター運営審議会	福島市飯坂学習センター
福島市松川学習センター運営審議会	福島市松川学習センター
福島市信夫学習センター運営審議会	福島市信夫学習センター
福島市吾妻学習センター運営審議会	福島市吾妻学習センター
福島市飯野学習センター運営審議会	福島市飯野学習センター

2 運営審議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、学習センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (略)

別表（第11条関係）

施設の使用料

区分		使用料
多目的ホール	個人使用	1時間 100円
	専用使用	1回 3,400円
ホール	専用使用	1回 2,600円
附属ホール	専用使用	1回 1,500円
軽運動室	個人使用	1時間 100円
	専用使用	1回 800円
講義室	専用使用	1回 1,000円
研修室	専用使用	1回 800円
視聴覚室	専用使用	1回 1,500円
和室（大）	専用使用	1回 1,100円
和室（小）	専用使用	1回 500円
工芸室	専用使用	1回 1,000円
実習室	専用使用	1回 2,200円
テニスコート	個人使用	1時間 100円
	専用使用	1回（1面） 1,200円

備考

- 1 1回の使用は、3時間以内とする。ただし、多目的ホール、軽運動室及びテニスコートの個人使用は、1時間単位とし、3時間を限度とする。
- 2 映画会、音楽会その他の催し等で、入場料又はこれに類する料金を徴収して使用する場合は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。

(2) 福島市学習センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市学習センター条例（平成16年条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(開放事業)

第4条 教育委員会は、市民の生涯学習活動に資するため、施設の管理運営上に支障のない限り、休館日に施設を開放することができる。

(図書の出借等)

第5条 学習センター内の図書の貸出等の手続については、福島市立図書館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第3号）の規定を準用する。

(専用使用時の使用許可の申請)

第6条 教育委員会は、学習センターの使用（個人使用を除く。）の許可の申請について、当該施設を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の初日（1月にあつては、4日とする。）から同月10日までの間（以下、「先行申請期間」という。）に次の表で掲げる方法及び対象となる学習センターにおいて、予約の受付を行う。

方法	対象となる学習センター
抽選 先行申請期間に予約が重複したときは当該施設の使用の許可を申請することができる者（以下「予約申請者」という。）を抽選により決定し、予約の重複がないときは当該予約をした者を予約申請者に決定する。	蓬萊学習センター、蓬萊学習センター分館、飯坂学習センター
先着順 先行申請期間に最も早く予約をした者を予約申請者に決定する。	三河台学習センター、渡利学習センター、杉妻学習センター、清水学習センター、清水学習センター分館、もちずり学習センター、北信学習センター、吉井田学習センター、西学習センター、信陵学習センター、松川学習センター、信夫学習センター、吾妻学習センター、吾妻学習センター分館、飯野学習センター、飯野学習センター青木分館、飯野学習センター大久保分館、飯野学習センター明治分館

2 前項の予約は、第8条の2第2項により指定した学習センター（以下、この条において「指定学習センター」という。）に対してのみ行うこととする。

3 第1項の抽選は、使用日の属する月の2月前の月の11日に行うものとする。

4 第1項の規定による決定を受けた予約申請者は、条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとするときは、予約申請者が決定を受けた日から当該月の末日までの間に学習

センター使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に使用申請書を提出しなかった予約申請者は、その資格を失うものとする。ただし、教育委員会が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

5 教育委員会は、先行申請期間の翌日において、第1項の規定による予約を行う者が存在しないとき、又は前項の規定により予約申請者がその資格を喪失したときは、前項の期間の終了後最も早く予約をした者を予約申請者に決定する。

6 前項の予約は、第2項の規定に関わらず、指定学習センター以外の施設に対しても行うことができる。

7 第5項の規定による決定を受けた予約申請者は、条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとするときは、当該施設の使用日の3日前までに使用申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

8 教育委員会が必要と認めるときは、使用申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

（個人使用時の使用許可の申請）

第6条の2 条例7条第1項の規定により、個人使用の許可を受けようとする者は、使用日に学習センター個人使用申請書（兼使用料減免申請書）（様式第1号の2）を教育委員会に提出しなければならない。

2 個人使用ができる日は、毎週金曜日及び土曜日（休館日及び公的な行事の開催日等を除く。）とする。ただし、専用使用がない場合は、この限りではない。

（使用の許可）

第7条 教育委員会は、条例第7条第1項の規定により使用（個人使用を除く。）の許可をしたときは、学習センター使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 個人使用の場合は、学習センター個人使用許可書（様式第3号）の交付をするものとする。（使用の変更及び取消し）

第8条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、使用日の3日前までに、学習センター使用変更（取消）申請書（兼使用料減免申請書）（様式第4号）に当該使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、使用の変更又は取消しの許可をしたときは、学習センター使用変更（取消）許可書（様式第5号）を交付するものとする。

（団体登録）

第8条の2 学習センターの使用団体として登録を受けようとする団体は、福島市学習センター使用団体登録申請書（様式第5号の2）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項において登録を受けようとする団体は、活動の拠点となる1学習センター（以下「指定学習センター」という。）を条例第2条に掲げる学習センターから指定して申請するものとする。

（附属設備の使用料）

第8条の3 条例第11条第1項第2号に定める使用料については、別表のとおりとする。

(専用使用料の減免)

第9条 条例第11条ただし書の規定により専用使用料の減免を受けようとする者は、学習センター使用料減免申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第8条に規定する使用の許可の変更に伴う専用使用料の減免を受けようとする者については、学習センター使用変更(取消)申請書(兼使用料減免申請書)(様式第4号)を提出するものとする。

2 使用料の減免基準は、次のとおりとする。

- (1) 第8条の2に規定する登録を受けた団体で、教育委員会が適当と認めた団体が使用する場合 全額
- (2) 市(市の機関を含む。以下この条において同じ。)が使用する場合 全額
- (3) 市の共催により使用する場合 100分の50に相当する額
- (4) 市の後援により使用する場合 100分の25に相当する額
- (5) その他教育委員会が必要と認めた場合 教育委員会が定める額

3 前項第1号の規定により減免を適用することができる件数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定学習センター(指定学習センターの分館を含む)を使用する場合 原則として1団体あたり週に2件
- (2) 指定学習センター(指定学習センターの分館を含む)以外を使用する場合 原則として1団体あたり週に2件
- (3) 前2号の規定に関わらず、市内の地域自治振興、教育振興又は社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うものとして別に指定する団体がその目的のために利用するときは、減免の回数に制限を設けない。

4 教育委員会が必要と認めるときは、第1項に規定する減免申請書のほか、関係書類を提出させることができる。

(個人使用料の減免)

第9条の2 条例第11条ただし書の規定により個人使用料の減免を受けようとする者は、学習センター個人使用申請書(兼使用料減免申請書)(様式第1号の2)を教育委員会に提出しなければならない。

2 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は65歳以上の者が個人使用する場合は、使用料を全額減免とする。

(使用料の還付)

第10条 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、学習センター使用料還付申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用料の還付の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができない場合 全額
- (2) 第8条の使用の変更及び取消し(使用日の3日前までに許可を受けた場合に限る。)において過納となった使用料がある場合 過納となった額

(使用者等の遵守事項)

第11条 使用者及び入館者は、学習センターの使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けなくて物品を展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (2) 秩序の維持に努め、清潔及び整頓を保持すること。
- (3) 許可された施設以外の施設及び備付物件等を使用しないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

(5) 係員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第12条 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、学習センターの使用を終了したとき、又は条例第10条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命じられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(滅失又は毀損の届出)

第14条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちに学習センター滅失(毀損)届(様式第8号)により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、学習センターの管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

別表(第8条の3関係)

設備	使用料
ピアノ	1台 1時間 300円
舞台照明設備	1式 1時間 500円
放送設備(据付型)	1式 1時間 500円
放送設備(ポータブル型)	1式 1回 400円
プロジェクター	1式 1回 300円
視聴覚機器	1式 1回 300円
茶道用電熱器	1台 1回 100円
電気陶芸窯	1式 1時間 300円
電気工作設備	1式 1回 100円
電動ろくろ	1式 1回 100円
電気供給設備(持込機器に限る。)	1キロワットごとに 1回 100円

備考

1 使用単位の欄中「1回」とあるのは、条例第7条第1項の許可を受けた回数ごとの、当該許可を受けた時間内における使用をいう。

2 電気供給設備は、使用者が持参した機器の定格消費電力量の合計が1キロワットを超えた場合、超えた分の1キロワットごとに徴収するものとする。この場合において、1キロワット未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) 福島市学習センター運営審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島市学習センター条例（平成16年条例第31号）第15条の規定により設置する福島市学習セン

ター運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任し、その任期は一年とする。

2 委員長及び副委員長は、再任されることが出来る。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第3条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年6回とし、臨時会は、館長が必要と認めたととき招集する。

3 委員長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

5 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(小委員会)

第4条 審議会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定め

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 福島市 学習センター使用申請書 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 第 _____ 号 年 月 日 </div>																															
福島市教育委員会 <div style="text-align: center;"> 住所(所在地) 氏名(団体名) 申請者 代表者氏名 連絡先 </div>																															
下記のとおり申請します。																															
使用の目的 (行事等の名称)																															
使用責任者	氏名 _____ 電話 _____																														
使用人数	_____ 名																														
入場料・参加費等 の徴収の有無	有 ・ 無																														
使用 内容 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 40%;">使用日時</th> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 20%;">使用施設</th> <th style="width: 20%;">使用附属設備</th> <th style="width: 10%;">使用料</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用日時	回数	使用施設	使用附属設備	使用料	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで					年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで					年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで					年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで					年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	使用日時	回数	使用施設	使用附属設備	使用料																										
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																														
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																														
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																														
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																														
年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																															
使用料合計	_____ 円 使用料減免額 _____ 円																														
使用料決定額	_____ 円																														

※太線内は記入しないでください。
 ※1回あたりの使用は3時間以内となります。
 ※使用日時は、準備から原状復帰までを含めた時間となります。

福島市		学習センター個人使用申請書 (兼使用料減免申請書)				第 年 月 日
福島市教育委員会						
下記のとおり申請します。						
使用施設 (○を付けてください)			・多目的ホール ・軽運動室 ・テニスコート			
使用時間		時 分 から 時 分 まで				
利用者	No.	氏名	年齢	市内・市外	使用附属設備	減免の有無
	1	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	2	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	3	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	4	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	5	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
減免決定区分		1 許可する ・ 2 許可しない				
使用料合計		施設使用料 (人×100円)	円	使用料減免額	施設使用料 (人×100円)	円
		設備使用料	円		設備使用料	円
		小計	円		小計	円
使用料決定額						円
上記のように決定してよいか伺います。						
館長	館長補佐	主任	係員		許可年月日	
					年 月 日	

※太線内は記入しないでください。

領収証書控

	様		第 号
科目	学習センター使用料	福島市	登録番号T1000020072010
金額	万 千 百 十 円	令和 年 月 日	
税率10%金額のうち消費税額 円		福島市出納員 福島市現金分任出納員	
領収した。			

福島市		学習センター個人使用許可書				第 年 月 日 号
福島市教育委員会						
下記のとおり許可します。						
使用施設 (○を付けてください)			・多目的ホール ・軽運動室 ・テニスコート			
使用時間		時 分 から 時 分 まで				
利用者	No.	氏名	年齢	市内・市外	使用附属設備	減免の有無
	1	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	2	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	3	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	4	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
	5	電話(- -)		市内・市外	(円)	有 ・ 無
減免決定区分		1 許可する ・ 2 許可しない				
使用料合計		施設使用料 (人×100円)	円	使用料減免額	施設使用料 (人×100円)	円
		設備使用料	円		設備使用料	円
		小計	円		小計	円
使用料決定額		円				

- 1 使用する権利を他の者に譲渡したり転貸しないでください。
- 2 許可された施設以外の施設及び附属設備等を使用しないでください。
- 3 使用終了後は施設及び附属設備を現状に回復し、必ず係員の点検を受けてください。
- 4 避難所開設の場合は使用を中止させていただく場合があります。

領収証書

	様	第	号					
科目	学習センター使用料	福島市	登録番号T1000020072010					
金額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20%;">万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20%;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20%;">百</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20%;">十</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20%;">円</td> </tr> </table>	万	千	百	十	円	令和 年 月 日	
万	千	百	十	円				
税率10%金額のうち消費税額		円	福島市出納員					
上記金額領収いたしました。			福島市現金分任出納員					

様式第4号（第8条、第9条関係）

福島市 学習センター使用変更（取消）申請書（兼使用料減免申請書）					
					第 _____ 号 年 月 日
福島市教育委員会					
住所(所在地) 氏名(団体名) 申請者 代表者氏名 連絡先					
下記のとおり申請します。					
変更前使用許可	_____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号				
使用の目的 (行事等の名称)					
申請理由					
変更 (取消) の区分	変更(取消)前		変更(取消)後		差し引き 使用料
	内 容	使用料額	内 容	使用料額	
決定区分	1 許可する 減免（施行規則第9条第2項第 _____ 号）		2 許可しない		
使用料決定額	円	使用料減免額	円		
使用料徴収額					円
上記のように決定してよいか伺います。					
館長	館長補佐	主任	係員	許可年月日	領収年月日
				_____ 年 _____ 月 _____ 日	

※太線内は記入しないでください。
 ※使用等日時は、準備から原状復帰までを含めた時間となります。

福島市 学習センター使用団体登録申請書
年 月 日

福島市教育委員会

申請者住所 _____
氏 名 _____
(連絡先 — —)

学習センターの使用団体として登録したいので、必要書類を添えて申請いたします。

		登録番号	※
団 体 名		構成人数	人
活 動 の 内 容 団 体 の 目 的			
事 務 所	福島市		
連 絡 先 1. 2.	氏 名	電話()	
	住 所		
主 な 役 員	役 職 名	氏 名	住 所
講 師			
添 付 書 類	会則・規約 会員名簿 予算書 事業計画		

○ 生涯学習活動をしたい人に情報を提供するため、市民等からの問い合わせに対して、連絡先の氏名と電話番号の情報公開を承諾する方は連絡先欄の1. を、しない方は2. を○で囲んで下さい。

※ 上記の団体を登録団体(減免 可 否)として承認してよいか伺います。

課 長		補 佐		係 長		係 員	
館 長		主 任		係 員			

※ 印は、記入しないでください。

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 福島市 学習センター使用料減免申請書 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 第 _____ 号 年 月 日 </div>																															
福島市教育委員会 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 住所(所在地) 氏名(団体名) 申請者 代表者氏名 連絡先 </div>																															
下記のとおり申請します。																															
使用の目的 (行事等の名称)																															
使用責任者	氏名 _____ 電話 _____ - _____																														
使用人数	_____ 名																														
入場料・参加費等の徴収の有無	有 ・ 無																														
使用 内容 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 40%;">使用日時</th> <th style="width: 5%;">回数</th> <th style="width: 15%;">使用施設</th> <th style="width: 15%;">使用附属設備</th> <th style="width: 25%;">使用料</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで </td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	使用日時	回数	使用施設	使用附属設備	使用料	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで					年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで					年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで					年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで					年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
	使用日時	回数	使用施設	使用附属設備	使用料																										
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																														
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																														
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																														
	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																														
年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで																															
決定区分	1 許可する減免（施行規則第9条第2項第 _____ 号） 2 許可しない																														
使用料合計	_____ 円 使用料減免額 _____ 円																														
使用料決定額	_____ 円																														

※太線内は記入しないでください。

(3) 福島市学習センター運営審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島市学習センター条例（平成16年条例第31号）第15条の規定により設置する福島市学習センター運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任し、その任期は一年とする。

2 委員長及び副委員長は、再任されることが出来る。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第3条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年6回とし、臨時会は、館長が必要と認めたととき招集する。

3 委員長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

5 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 審議会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 福島市学習センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市学習センター条例（「以下「条例」という。」）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(学習相談)

第2条 条例第4条第1項第4号に規定する学習相談は、原則として生涯学習指導員が行うものとし、相談時間は、午前9時から午後5時45分までとする。

(開放事業)

第3条 規則第4条に規定する休館日における開放事業は、次により行うこととする。

- (1) 休館日の開放は、休館日のうち12月29日から翌年の1月3日までを除き行うものとする。
- (2) 開放時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 開放施設は、図書室を除く全施設とする。

(個人学習)

第4条 自主的な学習の推進のため、主催事業及び専用使用がない場合に限り、個人学習の場として、次により施設を開放する。

- (1) 使用時間は、開館日の午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 使用できる施設は、ホール、講義室、研修室、視聴覚室、和室、工芸室実習室、その他学習センター館長が認めた施設とする。
- (3) 使用に際し、利用者は学習センター個人学習利用票（様式第1号）に住所、氏名、連絡先及び利用開始時間を記載し、使用終了後に終了時間を記載するものとする。
- (4) 使用可能な会場の有無については、オンライン予約システム（以下、システム）及び行事予定表に掲示するとともに電話での照会に応じることとする。
- (5) 個人学習に係る施設の使用料及び附属設備使用料については徴収しないこととする。

(個人使用)

第5条 個人使用の利用は次により行うこととする。

- (1) 個人使用の時間は、午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 個人使用日以外で主催事業及び専用使用のない場合は、個人使用日に準じ個人使用できるものとする。

(専用使用)

第6条 規則第6条に規定する申請は、次により行うこととする。

- (1) 規則第6条第1項に規定する初日が休館日の場合は、休館日後の最も早い開館日を初日とする。
- (2) 規則第6条第1項に規定する予約の受付期間における、同一団体の専用

使用の申し込みについては、週1件を限度とする。

- (3) 規則第6条第5項に規定する予約開始日が休館日の場合は、休館日後の最も早い開館日を予約開始日とする。
- (4) システムを利用して、使用の申し込みを行う場合は、事前に利用者登録を行うものとする。(利用者登録とは、システムを利用するための登録であり、規則第8条の2に定める団体登録とは異なる。)
- (5) 規則第6条第1項及び第5項に規定する予約の受付方法は、システム、来館、その他の方法によるものとする。
- (6) 専用使用は、5人以上の使用とする。

(巡回管理人対応施設)

第7条 職員の勤務時間外に巡回管理人対応施設の使用を希望する団体については、規則第8条の2に規定する団体登録をしなければならない。

(使用団体の登録認定)

第8条 使用団体の認定は、認定基準(別表第1)により行うものとする。

- 2 規則第9条第3項第3号に規定する団体は、別表第2のとおりとする。
- 3 登録の認定は、教育委員会が行い「福島市学習センター使用団体登録認定書」(様式第2号)をもって行う。
 - (1) 認定書の登録認定期間は、原則として2年以内とする。
 - (2) 登録団体が、学習センターの使用申請を行う場合、係員の求めに応じ、登録認定書を提示しなければならない。
 - (3) 登録団体は、認定書を紛失し、破損し、又は汚損したときは、「学習センター使用団体登録認定書(紛失届及び再交付申請書)」(様式第4号)により届け出て、再交付を受けなければならない。

(使用団体の変更)

第9条 使用団体の登録内容に変更の事由が生じるときは、「学習センター使用団体登録変更届」(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 使用団体の解散、又は登録を抹消するときは、「学習センター使用団体(解散・登録抹消)届」(様式第6号)に認定書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用団体の登録免除)

第10条 学習センター館長は、第8条第1項に該当する場合でも、次の(1)から(4)の全ての要件を満たすと判断した場合及び(5)は、登録を免除することができる。

- (1) 団体の利用が定期的や頻繁な利用でないこと。
- (2) 団体の目的及び使用内容が明確であること。
- (3) 団体の責任者及び使用責任者が明確であること。
- (4) 団体の存在と活動が市民や地域住民から認知されているか、理解を得ることができること。
- (5) その他学習センター館長が特に必要と個別に判断した場合。

2 使用団体登録免除の判断は使用申請受付毎に行い、承認は当該学習センタ

一の使用許可をもってあてる。

3 学習センター館長は、第1項の判断にあたって、必要書類の提出を求めることができる。

4 登録免除を受けた団体は、規則第6条第4項に規定する期間の終了後から当該学習センターに限り予約することができる。

(図書室の利用)

第11条 図書室の利用は、別表第3により行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

ただし、第6条(1)、(2)の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年1月4日から施行する。

2 この要綱の規定は、令和7年3月1日以降の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

(別表第1)

使用団体の登録認定基準

使用団体の登録認定基準は、次のとおりとする。

- 1 学習センター施設及び敷地内において、営利及び宗教と政治の活動や事業を行わない社会教育団体であること。
- 2 団体の目的と具体的活動内容を明記した規約を有すること。
- 3 団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会、役員会等）が確立していること。
- 4 団体独自の経理を有し、会費等によって運営がなされていること。
- 5 団体活動の本拠としての事務所を福島市内に有すること。
- 6 団体構成人員は5人以上であり、かつ、半数以上が福島市内に住所があるか勤務しており、性格上会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。

(別表第2)

目的	No.	団体名	定 義	
地域自治振興	1	自治振興協議会	地域住民の福祉の向上を図ることを目的として、町内会や地区の団体の代表者、学識経験者等で構成された団体。	
	2	町内会	町又は市の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地域に基づいて形成された、地域に住む人々が日常生活においてその地域の課題を協働・連携し自ら解決して、よりすみやまい街づくりを推進する団体。	
	3	女性団体	女性団体連絡協議会や福島市婦人団体連絡協議会などに所属する、地域社会の課題に取り組み、ジェンダー平等や女性の権利向上を目指す団体。	
	4	老人クラブ	老人福祉法に基づき設置された、地域の仲間と共同して、自主的に行う様々な活動を通じて生きがいと健康づくり、地域づくりを目指す団体。ただし、地区老人クラブ連合会加盟団体に限る。	
	5	消防団	福島市消防法の設置等に関する条例に基づき設置された、地域における消防防犯のリーダーとして平時時・非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守る団体。	
	6	交通安全母の会	母親を中心とした地域ぐるみの交通安全防止運動を展開することにより、市民への交通安全意識の高揚と子どもへの交通安全教育を図る団体。	
	7	まちづくり会議	福島市共創のまちづくり計画等に基づき設置された、各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体などが共同して取り組むための会議。	
	8	安全・安心まちづくり推進協議会	地域における犯罪及び交通事故の防止等に取り組むことにより誰もが安全で、安心して暮らせる地域社会を実現するための活動を行っている団体。	
	9	まつり・観光関係団体	地域における祭礼、観光・文化活動の発表の場を設けることにより住民同士の交流を図り、地域自治の振興に寄与することを目的に設置された団体。ただし、観光地地区を対象とする団体に限る。	
	10	交通関係協議団体	地域における移動手段の確保や公共交通の在り方等について協議する団体。	
	11	防犯・防災・交通安全関係団体	地域において防犯や自警、防災、交通安全の意識啓発を図り、各種犯罪や災害、事故等の未然防止を目的に取り組みする団体。	
	12	明るい選挙推進協議会	民主主義の基盤であり、地域づくりの第一歩である選挙が明るく正しく行われるように、選挙の啓発・普及活動を行う団体。	
	教育振興	13	文化財関係団体	郷土の文化財について研究し、市内文化財の保護と普及活動に努める「福島市文化財関係団体連絡協議会」や「福島市無形民俗文化財保存団体連絡協議会」に加盟する団体。
1		小中学校PTA	各学校で組織された、保護者と教職員による社会教育団体で、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする団体。	
2		幼稚園・保育所・認定こども園の保護者会	各学校の健全な成長を図ることを目的に組織された保護者の団体。	
3		学校教育関係団体	幼児・児童・生徒の教育を行う学校教育関係団体(保育所、認定こども園を含み、高等学校、大学及び高等専門学校を除く。)	
4		青少年健全育成推進会	地域ぐるみや青少年の健やかな成長を期して大人たちが力を合わせる自主的な活動を行う団体。	
5		青少年指導員連絡協議会	青少年指導員の連絡提携によって指導力の充実に努め、地域社会における青少年活動を推進することを目的に組織された団体。	
6		子ども会	地域において保護者や育成者のもと、子ども健全育成を目的として異年齢の子どもが集まる団体。子ども会、育成会など。	
7		スポーツ推進委員連絡協議会	地域のスポーツ推進のために、住民に対しスポーツの実技指導その他のスポーツに関する指導・助産を行うスポーツ推進委員の連絡調整を行う団体。	
8		体育協会	地区市民大会や講習会の実施、スポーツの振興を図り、市民の体力増進と健全な精神を養うことを目的に活動する「福島市地区体育連盟」に加盟する団体。	
9		スポーツ少年団	スポーツをすすめる小・中学生とその指導者を中心とした福島市スポーツ少年団に登録した団体。	
10		ジュニア(中学生以下)の体育・文化活動育成団体	将来の文化の担い手である青少年を対象の中心とし、体育・文化活動を通じた情操教育により、団体の体育・文化活動に寄与する団体。鼓笛隊、ボーイ・ガールスカウト・少年少女合唱団など。ただし、構成員の3分の2以上が中学生以下であること。	
11		小学校、中学校、高等学校等の部活動(クラブ活動)	部活動(クラブ活動)することを目的とした団体。	
社会福祉振興		1	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置された市社会福祉協議会と市内26地区の地区社会福祉協議会。
	2	民生委員児童委員協議会	民生委員法又は児童福祉法に基づき、地域において社会奉仕の精神に基づき、住民の立場に立つて様々な福祉に関する相談の窓口として活動する民生委員・児童委員の協議団体。	
	3	保護司会、更生保護女性会	保護司法に基づき法務大臣から委嘱された、地域において社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した者及び非行の少年の改善更生を助ける保護司の団体、各地区保護司会、各地区更生保護女性会。	
	4	子育て支援団体、子育て団体	主に小学校入学前の子どものサポートを目的として、または保護者自身により児童の健全な育成準備の整備及び児童福祉の向上を図るため、子育て、子育て支援、家庭教育支援の活動を実施することを目的として組織された団体。絵本の読み聞かせ団体、子ども見守りサポーター団体、子育てサロン、広場、母親クラブ、コミュニティ保育グループ、子ども食堂など。なお、公費やサービス費を賄うことが出来る活動は除く。	
	5	高齢者支援団体	高齢者が地域で自立した生活を送れるように、また、ともに生活している家族を支援するための活動をしている団体。敬老会実行委員会、高齢者サロンの実施・支援団体など。なお、公費やサービスの対価で事業費を賄うことが出来る活動は除く。	
	6	健康づくり普及団体	地域において健康づくりに関する啓発と関心を持ち、積極的に健康づくり活動を展開する健康づくり普及員の団体。	
	7	食生活改善団体	地域において食生活改善や食育の講習会、公民館と連携した事業等を展開する団体。	
	8	赤十字奉仕団	赤十字の人道博愛の精神に基づいて明るく住みやすい社会づくりを目標とする団体。	
	9	遺族会	戦没者・被爆者、戦災被害者や地域の功労者の慰霊や哀思と遺族の保護を図るとともに、平和と地域形成意識の高揚に取り組みする団体。	
	※共通事項：対象は市内の利用団体登録ができる団体。また、構成員の趣味・教養活動で利用する場合は減免の対象とならない場合がある。			

(別表第3)

施 設	利用時間等
大型図書室を有する学習センター (大型図書室：蔵書 20,000冊以上を有する図書室)	1 日曜日 午前9時から午後5時まで 2 日曜日以外 午前9時から午後5時45分まで ※ 図書の整理日及び特別整理期間中は、図書室を利用できないものとする。
上記以外の学習センター	午前9時から午後5時45分まで

(様式第1号)

学習センター個人学習利用票

※ この受付票は、事故があった場合に備えるものです。

No. _____

利用月日	月 日	開始時間	時 分～
		終了時間	時 分
氏 名		利用部屋名	
住 所	福島市		
電話番号			

(様式第2号)

福島市 学習センター使用団体登録認定書

No. _____
(減免 可 否)

団体名

上記の団体を、福島市学習センター使用登録団体として認定します。
ただし、認定期間は、令和 年 月 日から
令和 年 月 日までとします。
登録内容に変更があった場合は、すみやかに登録学習センターに申し出てください。

令和 年 月 日

福島市教育委員会

(様式第3号)

削除

(様式第4号)

年 月 日

学習センター使用団体登録認定書
(紛失届及び再交付申請書)

_____ 学習センター館長 様

団 体 名

申請者住所

氏 名

連 絡 先

このたび、下記の事由により学習センター使用団体登録認定書を紛失いたしましたので、再交付を申請いたします。

記

紛失日	年 月 日
紛失事由	
備考	※紛失した認定書が見つかった場合はすぐに返却します。

上記団体に学習センター使用団体登録認定書を再交付します。

(年 月 日 NO.)

館 長		主 任		係 員	
--------	--	--------	--	--------	--

※写しを生涯学習課へ提出ください。

(様式第5号)

年 月 日

学習センター使用団体登録変更届
(団体名・連絡先等)

_____学習センター館長 様

団 体 名
申請者住所
氏 名
連 絡 先

このたび、下記の変更がありましたので届出いたします。

		新	旧
団 体 名			
代 表 者	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
連 絡 先	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	E-mail		
シ ス テ ム 用	氏 名		
	電話番号		
	E-mail		

館 長		主 任		係 員	
--------	--	--------	--	--------	--

※写しを生涯学習課へ提出ください。

(様式第6号)

年 月 日

学習センター使用団体
(解散・登録抹消)届

_____学習センター館長 様

団 体 名
申請者住所
氏 名
連 絡 先

このたび、下記の事由により（解散・登録抹消）いたします。併せて認定書を返還します。

館 長		主 任		係 員	
--------	--	--------	--	--------	--

※写しを生涯学習課へ提出ください。

17 福島市社会教育関係団体認定基準

第1条（目的）

この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に定められた「社会教育関係団体」の認定について基本的要項を定めることを目的とする。

第2条（団体の性格）

- (1) 社会教育関係団体とは、人事、運営、事業、財政が団体自身の自発的意思と独自の裁量により行われる自主的な民間団体であること。
- (2) 社会教育関係団体を判定する基準は、次のとおりとする。
 - ① 継続的、かつ計画的に社会教育に関する事業を行うこと。
 - ② 規約を有すること。
 - ③ 団体の意思を表明する代表者・団体の意思を形成し、執行する機構（総会・役員会等）が確立していること。
 - ④ 団体独自の経理機構を有すること。
 - ⑤ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
 - ⑥ 団体構成人員は概ね10人以上であり、性格上会員の加入・脱会が自由に認められる団体であること。
 - ⑦ 団体活動の成果としての社会参加・還元事業を持つこと。

第3条（標準）

社会教育関係団体は、概ね次に掲げる団体を標準とする。

- (1) 青少年教育に関する団体
- (2) 成人教育に関する団体
- (3) 視聴覚教育に関する団体
- (4) 社会通信教育に関する団体
- (5) 社会教育関係施設に関する団体
- (6) 芸術文化に関する団体
- (7) 体育・スポーツ競技に関する団体
- (8) レクリエーションに関する団体
- (9) その他、これに準ずる団体

第4条（制限）

上記団体であっても、次の各号の一に該当するときは、社会教育関係団体より除外する。

- (1) 営利を目的として事業を行うとき
- (2) 政治・宗教活動を行うとき
- (3) 公の秩序または善良な風俗を乱す行為を行うとき

第5条（認定）

社会教育関係団体の認定は教育委員会が行う。

第6条（運用）

この基準の運用にあたり必要な事項は、教育長が別に定める。

この基準は、平成6年4月1日から適用する。

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

18 福島市社会教育館条例

(設 置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、青少年等の健全な心身の育成を図るため、福島市社会教育館（以下「社会教育館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 社会教育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
立子山自然の家	福島市立子山字金井作1番地

(事 業)

第3条 社会教育館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 青少年等の宿泊研修のための施設の提供に関すること。
- 二 青少年等の体験活動の支援に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、社会教育館設置の目的を達成するために必要な事業

(使用時間)

第4条 社会教育館の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとし、宿泊の場合は午後5時から翌日午前8時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 社会教育館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第6条 社会教育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際し、社会教育館の管理上必要と認めるときは、その使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、社会教育館の使用を許可することができない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
- 三 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 四 営利を目的とする行為その他これに類する行為を行うおそれがあるとき。
- 五 その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。

- 三 第7条各号のいずれかに該当したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- 五 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により社会教育館の使用が不能となった場合も、同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第12条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 施設及び備付物件を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 三 その他管理運営上支障があるとき。

(賠償責任)

第13条 故意又は過失により施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、社会教育館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に社会教育館の管理を行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条及び第5条の規定（この場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。）並びに第6条、第7条、第9条第1項及び第12条の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第11条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、社会教育館を適正に市民の利用に供しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者に社会教育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
- 二 第6条第1項に規定する使用許可に関する業務
- 三 社会教育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 四 前3号に掲げるもののほか、社会教育館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第16条 第14条第2項の規定により社会教育館の管理を指定管理者が行う場合において、教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、社会教育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (略)

別表 (第10条関係)

区分		使用料		
日帰り	1人1日につき	一般・高校生	300円	
		中学生以下	150円	
宿泊	1人1日につき	一般・高校生	500円	
		中学生以下	250円	
体育館	1回につき	500円		
テニスコート (立子山自然の家に限る。)	1時間につき	個人使用	一般	100円
			高校生以下	60円
		専用使用	一面	400円
キャンプ場 (立子山自然の家に限る。)	1人1泊につき	100円		

備考

- 一 体育館の使用料は、体育館のみを使用する場合に徴収し、1回の使用は、3時間以内とする。
- 二 テニスコートの使用料は、テニスコートのみを使用する場合に徴収する。
- 三 暖房を使用する場合の使用料は、本表使用料の額に当該使用料の100分の20に相当する額を加算した額とする。
- 四 宿泊者からは、シーツ及び枕カバーの洗濯代として実費を徴収する。

19 市民生涯学習支援事業

「市民学習プラン」支援事業実施要綱

1. 趣旨

市民との共創によるまちづくり事業の一環として、市民が自ら行う生涯学習を支援するため、非営利の社会教育関係団体及び地域団体等が主体的に市内で行う公共性公益性の高い事業の実施を支援する。

2. 事業の内容

- (1) 事業は、対象を一般市民とし、1回20人以上の参加者を目安とする。
- (2) 支援を行う事業の内容は、現代的課題に関する学習とする。現代的課題とは、概ね次表に掲げる内容を例とする。

生命、健康、人権、豊かな人間性、家庭・家族、消費生活、地域の連帯、まちづくり、交通問題、少子高齢化、男女共同参画、多文化共生、科学技術、ICT活用、知的所有権、国際理解、国際貢献・開発援助、人口・食料、環境、資源・エネルギー、SDGs等

- (3) 支援を行う事業の形態は、原則講義形式とし、実習だけを行うものは対象としない。ただし、講義内容の実践の一環として行う実習は1回に限り支援の対象とする。

3. 事業を実施する施設

福島市教育委員会が管理・運営する学習センターとするが、館長の判断によりその他の施設等でも実施可とする。

4. 支援の対象経費

支援の対象経費は、講師報償金等とし、予算の範囲内で支援する。

5. 支援の額等

- (1) 講師報償金は1回6,800円（大学教授相当は11,600円）を標準とする。
- (2) 支援の額は、1学習センターあたり3回程度とする。

6. 支援事業申請書の提出

- (1) 支援事業の実施を希望する団体は、事業を実施する学習センターと協議の上、事業を企画・立案・実施するものとする。
- (2) 支援事業の実施を希望する団体は、(1)の協議終了後、事業実施日の14日前までに、申請書（様式1）を学習センターに提出する。

7. 事業実施の決定

福島市教育委員会及び学習センターは、申請書の内容を審査し、事業の支援又は却下を決定したときは、学習センター館長名にて決定通知書（様式2）により申請団体に対し通知する。

8. 事業実施報告書の提出について

事業を実施した団体は、事業実施後14日以内に、「市民学習プラン」支援事業実施報告書（様式3）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
平成 19 年 4 月 1 日一部改正。
平成 20 年 4 月 1 日一部改正。
平成 24 年 4 月 1 日一部改正。
平成 26 年 4 月 1 日一部改正。
令和 4 年 4 月 1 日一部改正。

(様式1)

「市民学習プラン」支援事業申請書

年 月 日

福島市教育委員会

団 体 名 _____
 申請者住所 _____
 氏 名 _____

市民学習プラン支援事業を実施したいので、申請します。

事 業 名				
課 題 分 野				
実 施 期 日	①	年	月	日 () 時 分 ~ 時 分
	②	年	月	日 () 時 分 ~ 時 分
	③	年	月	日 () 時 分 ~ 時 分
会 場				
募 集 人 数	人			
講 師	氏名		役職等	
	氏名		役職等	
	氏名		役職等	
事業担当者氏名		連絡先 電 話		
具 体 的 な 事 業 内 容				
備 考				

○ 実施要項や募集チラシの案があれば添付してください。なお、募集チラシには、「市民学習プラン」支援事業と表示してください。

※ 上記の内容を「市民学習プラン」支援事業として承認してよいか伺います。


課長		補佐		係長		係員	
館長		主任		係員			

※印は、記入しないでください。

(様式2)

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称及び代表者氏名 様

福島市 学習センター館長 

「市民学習プラン」支援事業決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「市民学習プラン」支援事業申請書については、支援・却下の決定をしたので、次のとおり通知します。

事業名		課題分野	
実施期日	①	年 月 日 ()	
	②	年 月 日 ()	
	③	年 月 日 ()	
支援する額		円	

「市民学習プラン」支援事業実施報告書

年 月 日

福島市教育委員会

団 体 名 _____
 申請者住所 _____
 氏 名 _____

事 業 名			
実 施 期 日	①	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
	②	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
	③	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
参 加 者 数	①	人	② 人 ③ 人
会 場			
講 師	氏名		役職等
	氏名		役職等
	氏名		役職等
実施担当者氏名		連 絡 先 電 話	
感想や、次年度への希望等何でも結構ですので記入してください。			

- 事業の内容が分かる資料を添付してください（当日資料等）。
- 事業実施後、14日以内に提出してください。

※ 上記のとおり、実施報告がありました。

課 長		補 佐		係 長		係 員	
館 長		主 任		係 員			

※印は、記入しないでください。

令和6年度学習センター事業実施状況・使用状況一覧表

区分		中央	三河台	渡利	杉妻	蓬萊本館	蓬萊分館	清水本館	清水分館		
会議	運営審議会	回数	6	6	6	6	5	0	6	0	
		人数	60	46	49	49	39	0	49	0	
	各種会議等	回数	8	6	1	11	0	0	15	9	
		人数	567	89	40	152	0	0	455	108	
小計	回数	14	12	7	17	5	0	21	9		
	人数	627	135	89	201	39	0	504	108		
少年教育	少年教育	回数	25	18	11	24	13	0	12	0	
		人数	478	265	125	313	182	0	238	0	
	小計	回数	25	18	11	24	13	0	12	0	
		人数	478	265	125	313	182	0	238	0	
成人教育	青年教育	回数	45	8	15	0	0	0	7	0	
		人数	697	87	136	0	0	0	113	0	
	女性教育	回数	28	16	35	14	20	0	18	0	
		人数	317	238	445	158	379	0	353	0	
	一般成人教育	回数	47	18	10	50	6	0	20	2	
		人数	2,190	521	106	595	53	0	221	103	
小計	回数	120	42	60	64	26	0	45	2		
		人数	3,204	846	687	753	432	0	687	103	
高齢者教育	高齢者教育	回数	19	18	36	18	33	0	0	19	
		人数	963	323	559	285	933	0	0	764	
	小計	回数	19	18	36	18	33	0	0	19	
		人数	963	323	559	285	933	0	0	764	
家庭教育	家庭教育	回数	54	5	14	50	4	0	17	0	
		人数	1,018	85	112	1,309	15	0	295	0	
	小計	回数	54	5	14	50	4	0	17	0	
		人数	1,018	85	112	1,309	15	0	295	0	
芸術文化	芸術文化・文化財	回数	3	4	4	9	1	0	27	0	
		人数	1,239	118	639	1,670	1,473	0	389	0	
	小計	回数	3	4	4	9	1	0	27	0	
		人数	1,239	118	639	1,670	1,473	0	389	0	
体育レク	スポーツ	回数	1	1	3	4	7	0	0	0	
		人数	32	13	138	567	251	0	0	0	
	レクリエーション (屋内・屋外)	回数	1	0	3	2	1	0	0	0	
		人数	19	0	85	15	28	0	0	0	
小計	回数	2	1	6	6	8	0	0	0		
		人数	51	13	223	582	279	0	0	0	
啓発	選挙等	回数	0	2	33	2	2	0	2	1	
		人数	0	1,503	1,953	1,952	3,509	0	2,040	5	
	小計	回数	0	2	33	2	2	0	2	1	
		人数	0	1,503	1,953	1,952	3,509	0	2,040	5	
主催事業計		回数	237	102	171	190	92	0	124	31	
		人数	7,580	3,288	4,387	7,065	6,862	0	4,153	980	
施設利用・館庭を含む	青少年団体	回数	66	153	137	149	54	6	9	287	
		人数	1,246	2,260	2,329	2,364	1,185	135	82	5,035	
	女性団体	回数	30	61	0	0	5	49	23	55	
		人数	271	525	0	0	42	464	205	602	
	成人団体	回数	310	2,690	2,389	27	0	0	332	22	
		人数	5,057	24,303	25,246	459	0	0	4,530	214	
	高齢者団体	回数	147	42	11	6	5	10	0	302	
		人数	1,812	661	168	61	126	212	0	6,562	
	その他の団体(町会、行政、芸術文化、体育レク)	回数	3,032	588	84	1,479	1,241	1,494	5,265	1,932	
		人数	31,670	10,859	1,720	12,337	15,657	15,453	70,621	19,311	
	減免団体小計		回数	3,585	3,534	2,621	1,661	1,305	1,559	5,629	2,598
			人数	40,056	38,608	29,463	15,221	17,010	16,264	75,438	31,724
有料団体	回数	213	56	89	16	46	0	83	1		
	人数	2,686	754	830	376	430	0	843	8		
個人利用	図書室	人数	0	4,458	4,453	2,941	18,282	0	16,815	0	
	ホール等	人数	584	2,731	767	445	287	175	6,356	112	
	個人利用計	人数	584	7,189	5,220	3,386	18,569	175	23,171	112	
施設利用計		回数	3,798	3,590	2,710	1,677	1,351	1,559	5,712	2,599	
		人数	43,326	46,551	35,513	18,983	36,009	16,439	99,452	31,844	
総計 (主催事業+施設利用)		回数	4,035	3,692	2,881	1,867	1,443	1,559	5,836	2,630	
		人数	50,906	49,839	39,900	26,048	42,871	16,439	103,605	32,824	

もちずり	北信	吉井田	西	信陵	飯坂	松川	信夫	吾妻本館	吾妻分館	飯野	合計
6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	6	95
61	49	73	46	51	44	49	71	45	0	48	829
26	23	20	14	8	4	11	3	4	8	1	172
376	556	308	247	166	135	247	156	162	221	20	4,005
32	29	26	20	14	10	17	9	10	8	7	267
437	605	381	293	217	179	296	227	207	221	68	4,834
55	31	53	37	12	36	14	71	37	37	16	502
1,187	342	1,414	657	108	783	106	1,535	518	719	302	9,272
55	31	53	37	12	36	14	71	37	37	16	502
1,187	342	1,414	657	108	783	106	1,535	518	719	302	9,272
15	1	2	2	21	21	1	0	8	0	12	158
134	12	28	13	158	143	9	0	87	0	128	1,745
31	39	10	15	22	43	15	30	22	46	11	415
385	323	129	250	250	782	223	506	321	723	166	5,948
39	9	26	19	39	30	13	60	19	3	16	426
590	124	614	352	585	336	198	479	379	42	205	7,693
85	49	38	36	82	94	29	90	49	49	39	999
1,109	459	771	615	993	1,261	430	985	787	765	499	15,386
23	18	14	13	22	20	10	8	62	36	8	377
684	121	299	437	474	404	433	347	1,193	758	151	9,128
23	18	14	13	22	20	10	8	62	36	8	377
684	121	299	437	474	404	433	347	1,193	758	151	9,128
20	12	22	11	35	25	52	6	11	0	12	350
296	264	533	175	324	231	1,042	50	150	0	187	6,086
20	12	22	11	35	25	52	6	11	0	12	350
296	264	533	175	324	231	1,042	50	150	0	187	6,086
3	13	43	2	1	4	5	11	7	71	7	215
1,470	3,196	5,728	927	686	2,774	69	1,394	1,566	15,122	478	38,938
3	13	43	2	1	4	5	11	7	71	7	215
1,470	3,196	5,728	927	686	2,774	69	1,394	1,566	15,122	478	38,938
9	22	3	12	0	6	0	0	4	0	3	75
373	282	362	671	0	273	0	0	157	0	48	3,167
2	0	2	0	6	1	1	1	1	10	0	31
95	0	170	0	616	24	24	16	29	897	0	2,018
11	22	5	12	6	7	1	1	5	10	3	106
468	282	532	671	616	297	24	16	186	897	48	5,185
3	1	2	2	1	2	1	1	0	1	3	59
2,612	14	461	555	2,945	872	1,587	2,052	0	257	808	23,125
3	1	2	2	1	2	1	1	0	1	3	59
2,612	14	461	555	2,945	872	1,587	2,052	0	257	808	23,125
232	175	203	133	173	198	129	197	181	212	95	2,875
8,263	5,283	10,119	4,330	6,363	6,801	3,987	6,606	4,607	18,739	2,541	111,954
268	216	36	52	71	79	204	47	21	5	63	1,923
3,139	3,069	3,904	1,155	1,270	2,621	3,553	818	1,804	131	778	36,878
255	0	33	1	77	20	88	173	5	330	25	1,230
1,938	0	323	7	767	202	846	2,088	125	3,025	192	11,622
951	0	50	42	33	2,143	395	66	23	308	168	9,949
9,533	0	1,253	832	380	21,946	4,741	1,227	1,776	4,046	2,876	108,419
159	13	12	7	12	0	145	43	71	733	271	1,989
1,990	172	138	84	80	0	1,064	918	3,562	6,939	2,628	27,177
277	1,722	2,057	1,457	1,853	121	1,817	1,432	2,839	45	3	28,738
2,657	17,227	31,233	15,113	20,098	1,698	18,978	15,305	58,619	1,602	24	360,182
1,910	1,951	2,188	1,559	2,046	2,363	2,649	1,761	2,959	1,421	530	43,829
19,257	20,468	36,851	17,191	22,595	26,467	29,182	20,356	65,886	15,743	6,498	544,278
135	25	13	27	14	189	192	46	101	5	12	1,263
1,530	463	187	370	254	2,557	1,813	466	1,367	695	248	15,877
10,346	17,295	5,219	1,973	8,606	14,039	9,236	3,921	18,022	7,641	1,503	144,750
711	25	1,778	248	460	113	3,895	480	6,564	226	506	26,463
11,057	17,320	6,997	2,221	9,066	14,152	13,131	4,401	24,586	7,867	2,009	171,213
2,045	1,976	2,201	1,586	2,060	2,552	2,841	1,807	3,060	1,426	542	45,092
31,844	38,251	44,035	19,782	31,915	43,176	44,126	25,223	91,839	24,305	8,755	731,368
2,277	2,151	2,404	1,719	2,233	2,750	2,970	2,004	3,241	1,638	637	47,967
40,107	43,534	54,154	24,112	38,278	49,977	48,113	31,829	96,446	43,044	11,296	843,322

福島市の生涯学習・社会教育

-第46集-

令和8年3月 発行
(初回 昭和54年6月 発行)

編集発行 福島市教育委員会生涯学習課
〒960-8601 福島市五老内町3-1
電話 535-1111(代) 内線 5355
525-3783(直通)
FAX 536-2128